平成 20 年度包括外部監査結果の概要

包括外部監査人 公認会計士 金沢信昭

特定の事件(テーマ)

補助金等に関する財務事務の執行について

1. テーマを選定した理由

沖縄県では、平成19年度一般会計当初予算において、356件、約417億6,400万円の補助金を計上し、これは一般会計予算総額の約7%を占めている。

補助金は、公益性のある事業に対して支出するものであり、例えば、国の補助事業に伴う市町村への補助や県の施策(事業)に関する補助、また各種団体の運営等に関する補助、利子補給のための補助など、県の施策を実施する中で重要な役割を担っている。

しかし、一度支出すると既得権化し削減しづらく濫費に陥りやすいこと、交付先団体が補助金への依存体質を強め自立を阻害すること、補助金交付の効果が明確でないなどの問題点が指摘されており、補助金が交付の目的に沿って適正かつ効率的、効果的に使用されているかどうかに関する県民の関心も高い。また、財政が逼迫している中、県の行政改革プランにおいても補助率及び県単補助金の見直しが推進項目として掲げられている。なお、過去には、平成15年度に補助金をテーマに包括外部監査が実施されており、その時の監査結果等の改善状況についても意を用いて監査した

2. 補助金について

(1) 意義

地方自治法第 232 条の 2 において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」とされている。すなわち、補助金とは、事業、研究の育成等、公益上必要あると認めた場合に、反対給付を求めることなく交付する金銭的給付である。また、国の補助金等の手続きについては「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和 30 年法律第 179 号)(以下、適正化法という。)によって処理が行われており、地方公共団体が、補助金を支出する場合においては、適正化法に準じた各地方公共団体の規則・要綱などによっている。

3. 総論

補助金改革に向けて

(1) 大胆な発想の転換が必要である。

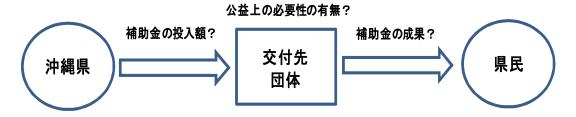
補助金監査の結果、全般的に言えることは、補助金の投入と成果の関係があいまいな

ものが非常に多いことである。すなわち、県が補助金を交付した結果、どのような成果があり、県民福祉の向上にどれくらい役立っているのか分かりにくい。

明らかに補助金の効果が認められないものや、補助目的が今では有効でないものは、制度の見直しをするか、廃止するということになる。しかし、一番問題なのは、補助金の投入と成果の関係があいまいな場合である。このような場合には、成果が明確でないので、今までの補助金に効果があるのかないのか判断ができず、結果として、その補助金は温存されていく。また、成果が明確でないので、補助金の交付額の妥当性も判断することができず、結果として、効率的な財政運営を阻害している。

したがって、いままで通り、ただ漫然と補助交付するという投入重視の姿勢から、補助金の成果の評価を優先し、補助金の必要性を考える成果重視の姿勢への転換が求められる。そして、補助金の投入と成果の関係を明確にすることの重要性を再認識し、そのための取り組みを徹底させていくことが、補助金改革には必要である。

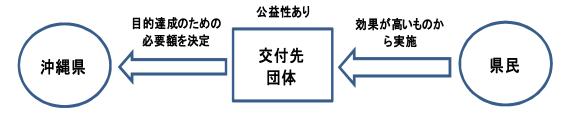
今までの補助金行政



①今までの補助金行政

現在は、補助金の成果が明確でなく、補助金投入額の根拠も乏しい。その結果、補助金の必要性を判断することができず、補助金効率化(財政健全化)が困難となっている。また、このように補助金の投入と成果の関係があいまいであると、交付先団体への補助金交付の必要性(公益性)に疑念が生じる恐れがある。

これからの補助金行政



②これからの補助金行政

今後は、有効性の検証を客観的に行い、効果があると認められるものについて、補助 実施に必要な額を予算措置していくべきである。そうすることにより、補助金支出の合 理性が高まり、住民からの補助金交付への理解が高まる。また、交付先団体への補助金 交付の必要性(公益性)がより明確になるものと思われる。

現在の、インプット重視の補助金行政から、アウトプット重視の行政へ大きく転換を図る必要がある。

このような観点から、以下において、具体的な方策を検討している。

(2) 補助金の政策評価を徹底すること。

このように、補助金改革を推進していくためには、明確な政策目標の設定と、効果の 測定、達成度の検証が必要であり、政策評価の作業を徹底する必要があると言える。そ のためには、現在の事務事業評価システムを含む県全体の行政評価や、政策評価を客観 的かつ厳格に実施するための指針を策定し、それらの評価に関する情報を県民に公表し て説明責任を果たすとともに、効果的かつ効率的な行政運営の実現を図っていくべきで ある。

(3)補助率(上乗せ補助)について見直すこと。

補助金の中には、特に農林水産部の補助金に多くみられるが、通常の補助率とは異なる補助率が適用されているものがある(赤土加算、離島加算など)。

上乗せ補助については、過年度より政策的に実施されてきているものであるが、今まで大きな見直しは行われていない。また、企画部や福祉保健部、観光商工部の県単補助金の中にも、国の補助金と協調して、あるいは上乗せするかたちで、補助金がかさ上げされているものがある。これらについても、補助の成果や必要性、地元住民との役割分担、受益者とその他の住民との公平性などを充分に検討したうえで補助率を決定する必要がある。

結局、上乗せ補助は、県と受益者(市町村民)との役割分担をどのように調整するのかということになるが、地方分権が進められている現状において、公平かつ適正な補助率の在り方について改めて議論していく必要がある。

(4) 既存の補助金の整理統廃合を促進すること。

①補助開始後 10 年以上継続しているものは、補助金の目的達成がすでになされていないかどうか、あるいは社会経済状況の変化に伴い、制度自体が陳腐化していないかなど、その必要性を十分検討し、原則として見直しすべきである。

②また、いわゆる補助金額1件あたり100万円以下の少額・零細補助金についても、

補助金交付に係る事務コストや、補助金の効果との関連性を十分吟味して、その必要性を検証し、統廃合することを原則とすべきである。

③また、団体に対する奨励的補助については、現在実施中のものは、期限を設けて段階的に廃止し、新規に実施する場合でも最長 3 年程度に限るなどの措置(いわゆるサンセット条項)を徹底することにより、団体の自立を促していく必要がある。

(5) 補助金と県予算との関係について

県の財政状況が逼迫しているため、毎年シーリングが行われており、概算要求基準が 定められている。通常、シーリングは前年度の予算額を基準に決められ、前年度予算と 同額か、マイナス10%程度の額といった形で決められている。補助金についても、こ のようなシーリングにより交付額が決められているものが多数存在する。

しかし、補助対象団体、補助対象事業の活動成果が広く県民の利益になるのであれば、効果に見合った補助金を支給してしかるべきである。効果が期待できる事業であれば、効果に見合った費用を支出するのは当然であり、予算的な理由や、シーリングに左右されずに、補助金額を決めることが望ましい。

(6) 公社等外郭団体の経営合理化及び透明性確保をよりいっそう進めること。

①外郭団体の全般的運営状況について

補助金交付先外郭団体の経営状況、運営状況を見ると、効率的な運営がなされておらず、業務実施上、内部管理上の問題点も多いことが分かった。

監査した結果、沖縄県土地改良事業団体連合会や(財)沖縄観光コンベンションビューローなどの県外郭団体において、財務会計上、職員退職金に多額の引当不足があることが判明している。これは、現状のままでいけば、県派遣職員以外の団体固有職員が将来退職する際に、規定通り退職金が支払われない恐れがあることを意味しており、今後の団体の運営に大きな影響を与えるのは必至である。

これらの団体については、このような状況に至った原因と責任の所在を明確にした上で、よりいっそうの経営合理化が求められるとともに、県においても財政支援を含むなんらかの対策が早急に必要であろう。

②外郭団体の透明性確保について

また、このことに関連して、未だに、会計処理に妥当性を欠いている団体が多いことが分かった。上述した退職給与の財務会計上の処理についても、正しい処理がなされていたならば、事前に問題点が明らかになり、結果として、県の財政負担を低く抑えることができると思われる。このような粉飾まがいの行為が放置されていることは極めて問題であり、事前に問題点を明確にするためにも、一定の基準を超える外郭団体(例えば、総資産額、純資産額、総収入額など)については毎年、それ以外の団体においても3年

に 1 回程度、公認会計士等の外部の第三者による会計監査を義務付けるべきである。 そのためには、外郭団体への補助金交付の要件として、外部の第三者による会計監査を 義務付けるなど、条例や要綱等の改正も行うべきである。

なお、外郭団体については、県監査委員による「財政援助団体等監査」も実施されているが、会計監査の専門性という観点では、現状では十分と言えないであろう。他の自治体では、会計監査部分を公認会計士等に委託するとか、監査委員事務局内に公認会計士等を採用するなどの動きもある。県はこのような意見について真摯に受け止め、対応策を講じることを強く求めたい。

(7) 県と外郭団体との役割分担を明確にすること

外郭団体の在り方については、県との役割分担が極めてあいまいであることを指摘しておきたい。県は、外郭団体に対して、毎年多額の事業費補助や運営費補助を実施している。しかし、補助金交付の実態は、さまざまな事業を県職員の派遣と抱き合わせで外郭団体側に押しつけてきたという点もあろう。この点に関しては、ある外郭団体からは、補助事業として行っている事業は、本来、県が行うべき事業であって、県から委託事業として行わせるべきものであるという意見もあった。このような見解が出てくる背景には、補助事業と言いながら、予算には制限が設けられているし、外郭団体は、事業そのものを主体的に実施できないという側面があるものと思われる。

したがって、今後、県は、事業の実施主体を明確にし、主体が県である場合は、委託 事業として行い、主体が外郭団体である場合には補助事業として実施させるなど、県と 外郭団体の役割分担を明確にすることが必要である。

4. その他の補助金に関する全般的意見について

(1)公社等外郭団体に対する県派遣職員人件費補助について、その必要性、支給方 法を再検討すること。

県から外郭団体へ派遣されている職員については、派遣法および県派遣条例に基づき、 県から給与が支給されている。しかし、その支給方法については、県から直接、派遣職 員に支給するのではなく、一旦、県から人件費相当額が運営費等補助金として外郭団体 へ交付され、外郭団体から派遣職員へ給与として支給されている。

ところで、派遣法では、原則として、外郭団体の県派遣職員へ直接、給与を支給する ことは禁じられているが、例外として、職員の実施する職務が県の施策と密接に関連し、 事業内容に公益性が認められる場合等に限り、直接支給することが認められている。

しかし、現状では、直接支給することなく補助金として間接支給している。このような方法では、職員派遣に公益上の必要性があるかどうかの検討を行っていないから直接支給しないで、間接支給しているとの誤解を招きかねない。これに関連して、昨年四月に神戸市が職員派遣先の外郭団体に人件費として補助金を支出したのは違法として、市

長や外郭団体に総額約四十八億円を市に返還するよう命じた神戸地裁判決があり、その後、今年一月の二審大阪高裁判決においても、その内の三団体について「派遣法の例外規定に基づき直接支給すべき」とされている。

これに関しては、単なる支給方法の違いとするのではなく、県の職員派遣が客観的に みて妥当か否か、公益性があるのかどうか、外郭団体の自立を促進する観点からも、再 検討することが必要である。

(2) 外郭団体における退職給付引当金の計上不足について。

補助金監査の過程で、一部の県外郭団体に退職給付引当金の計上不足があることが判明したので、改めて県に依頼して、補助金交付先で職員に対する退職給付引当不足(100万円を超える団体)がある団体を調査したところ、以下の通りであった。

(単位:千円)

所管部	団体名	決算期	自己都合期末要支給額	退職給付 引当金 期末残高	引当不足額 (△)
総務部	沖縄県私学 教育振興会	平成20年 3月末	24,194	14,912	△ 9,281
農林水産部	沖縄県土地 改良事業団 体連合会	平成20年 3月末	1,305,910	375,160	△930,750
観光商工部	(財)沖縄観 光コンベン ションビュ ーロー	平成20年 3月末	358,718	174,000	△184,718
教育庁	(財)沖縄県 国際交流・人 材育成財団	平成20年 3月末	127,341	35,952	△91,389
	△1,216,138				

(注:自己都合期末要支給額については、あくまで簡便法として、期末時点において自己都合によりすべての職員が退職したものとした場合の要支給額合計であり、本来の退職給付債務とは金額は異なる。)

このうち、沖縄県土地改良事業団体連合会(以下、沖土連という。)は、約9億円にも上る多額な引当不足があることが明らかとなった。沖土連に対する監査結果は、個別意見のところに記載しているが、今までの沖土連の財政運営がいかにずさんであったかを物語っている。県は指導監督すべき立場としてこの財源不足にどのように対処していくのか、早急に結論を出すことが強く求められる。この点は、沖土連以外の上記に記載

している団体も同様である。

(3) 補助金支給における国所管法人等とのかかわりについて。

今回、監査を実施していく中で、気になった点があった。それは、県の交付する補助 金の一部が、国の所管する特殊法人、公益法人等に還流している仕組みがけっこう多い という点である。今まで、あまり指摘されたことがないと思われるので、意見として述 べたい。

監査の結果、判明したケースは次の通りである。なお、個別の補助金監査結果等は各論を参照されたい。

				国(国所管法人)	県から 間接交			
番号	補助金 (事業)名 (所管部)	県補助金交付額 (平成 19 年度) (単位:千円)	直接	間接	間接交付 先団体の 概要	間接交付 先への 支出額	から間接 交付先へ の再就職 の有無	付先への再就職の有無
1	離島航路 補助金 (企画部)	316,360	伊是名村等離島航路事業者	離島海運振興株式会社	国の特殊 法人であ る、沖縄振 興開発金 融公庫の 関係会社	船泊リース 料として 例えば 伊是名村、 123,933 伊平屋村 106,599 な ど	有	沖縄振発 金庫 へ有
2	運輸振興 助成補助金 (企画部)	110,732	沖縄県トラック協会、沖縄県バス協会	全国トラック協会、バス協会	上部団体である、ラック協会、は 医下分の は 会会 は 会会 は ない がい は は ない がい は ない がい は ない は ない は な	全国トラック協会出捐金 21,724 全国バス協会出捐金 4,766	有	無
3	沖縄県土地 改良事業団 体連合会に 対する補助 (農水部)	182,577	沖縄県土 地改良事業団体連合会	全国土地 改良事業 団体連合 会	全国土地 改良事業 団体連合 会は農水 省所管法	14,928	有	無

4	(財)沖縄県 国際交流・人 材育成財団 に対する 補助金 (教育庁)	1,023,394	(財)沖縄 県国際交 流・人材育 成財団	財団法人 ワイ・エ フ・ユー日 本国際交 流財団	外務省、文 科省の共 管法人	12,160	有	無
5	独立行政法 人福祉医療 機構資金借 入金利子補 給金(福祉保 健部)	• 26,121 • 11,683 • 19,665	社会福祉法人	独立行政 法人福祉 医療機構	厚労省所 管法人	• 26,121• 11,683• 19,665	有	無

上表の番号1. については、離島海運振興株式会社からなぜ今でも船舶をリースする必要があるのか理由が明確でない。2. については、県の補助金が、全国トラック協会、全国バス協会の出捐金として支出されており、補助金支給の公平性に欠けている。3. についても、結果として補助金の一部が全国土地改良事業団体連合会(以下、全土連という。)へ支出されている。 以下は、その明細である。

全国土地改良事業団体連合会への支出額及び支出内容(H15年度~H19年度)

(単位:円)

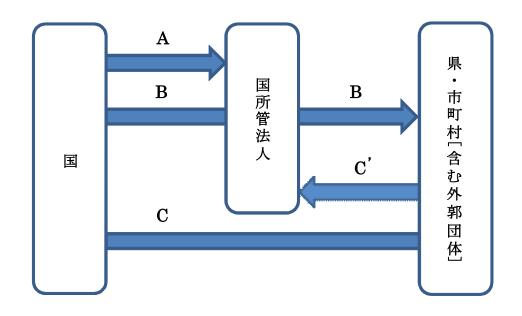
No.	H15		H16		H17		H18		H19	
INU.	支出額	支出内容								
1	461,000	平成15年度 一般賦課金	461,000	平成16年度 一般賦課金	460,000	平成17年度 一般賦課金	459,000	平成18年度 一般賦課金	459,000	平成19年度 一般賦課金
2		全国土地改良大会 負担金	540,000	全国土地改良大会 負担金	540,000	全国土地改良大会 負担金	540,000	全国土地改良大会 負担金	540,000	全国土地改良大会 負担金
3	787,000	農業農村整備広報 会議	801,000	農業農村整備広報 会議	842,000	農業農村整備広報 会議	833,000	農業農村整備広報 会議	810,000	農業農村整備広報 会議
4		平成15年度 特別賦課金	1,230,000	平成16年度 特別賦課金	1,278,000	平成17年度 特別賦課金	1,155,000	平成18年度 特別賦課金	1,119,000	平成19年度 特別賦課金
5		維持管理適正化事 業事業費負担金	12,000,000	維持管理適正化事 業事業費負担金	12,000,000	維持管理適正化事 業事業費負担金	12,000,000	維持管理適正化事 業事業費負担金	12,000,000	維持管理適正化事 業事業費負担金
6	256,000	維持管理適正化事 業事務費負担金	285,000	維持管理適正化事 業事務費負担金	285,000	維持管理適正化事 業事務費負担金	285,000	維持管理適正化事 業事務費負担金	285,000	維持管理適正化事 業事務費負担金
7	680,000	平成15年度農道台 帳負担金	680,000	平成16年度農道台 帳負担金	650,000	平成17年度農道台 帳負担金	680,000	平成18年度農道台 帳負担金	680,000	平成19年度農道台 帳負担金
計	14,797,000		15,997,000		15,120,000		14,987,000		14,928,000	

上表にあるように、毎年、賦課金、負担金の名目で全土連へ支出されている。なお、 上表に記載されている金額のうち、7番にある「維持管理適正化事業費負担金」は、沖 縄県土地改良事業団体連合会(以下、沖土連という)が、各市町村から集めたものを市 町村に代わり全土連へ支出しているものであり、沖土連の自己資金を支出しているもの ではない。 また、4. についても補助金の一部が結果として、随意契約により毎年同じ国所管法人へ支出されており、しかも、支出額と委託内容との関連性が不明確であった。また、5. についても県の補助金が利子補給という形で、独立行政法人の収入になっており、民業(民間金融機関)圧迫につながっている。

以上は、数多くある補助金の中でもほんの一部にすぎず、このような仕組みは他にもまだたくさんあるものと思われる。

これらは、すべて国の補助制度との関連で、県または県外郭団体、県内市町村から国所管団体へ補助金の一部が直接、間接的に還流しているケースである。

以上の流れを図示すると、次のようになる。



つまり、国、国所管法人、県(外郭団体)及び市町村の3者の関係で言うと、通常の補助金の流れは、A、Bのパターンであるが、今、指摘しているのは、 $C \rightarrow C'$ の流れ、あるいは単独のC'のことである。

国がこのような仕組みを構築し、長年にわたり温存していることに改めて感心するが、 補助金の使い道として果たして適切なのかどうか大いに疑問である。これらは、国から 補助交付を受けるための必要経費だという反論があるかもしれない。また、制度上のこ とであり、県は関係ないことかもしれない。しかし、県が交付する補助金は、県民のた めに最大限使う必要があるのではないかと思うのである。

(4)過去の包括外部監査結果に対する措置状況について

沖縄県では、平成 15 年度の包括外部監査においても補助金が監査テーマとして取り上げられており、再び、本年度の監査対象補助金となったものもあった。前述したように、本年度の監査においては、前回の報告書において指摘された事項について、適切に是正がなされているかどうかについても意を用いて検討した。

監査の結果、前回、指摘事項を受けた補助金については、改善されているものが多いが、前回同様の指摘がなされているものもあった。さらに、問題なのは、前回の監査対象にならなかった補助金で、今回、初めて対象となったものに前回同様の問題点が指摘されているケースである。これは、何を意味しているかというと、前回の監査における問題点なり改善結果を、県全体として、情報を共有する体制ができていないということである。

平成 20 年 5 月の県監査委員公表第 1 号では、平成 12 年度から 18 年度の包括外部監査結果に対する措置状況が公表されている。過去の監査結果の一部分については、既に措置されて、監査委員より公表されているものもあるが、このように、今から 8 年も前の監査結果が今頃措置されているケースもある。県の対応があまりに遅いことには愕然とするが、監査結果に対する措置については、措置するのか否か、措置しないのであればその理由を、監査結果受領後タイムリーに公表する必要があろう。そうしないと、せっかく包括外部監査を実施しても、それこそ税金の無駄使いとなる。

この点について、監査人は、現行の地方自治法上の規定を見直し、包括外部監査を実効性あるものにする必要があると感じているが、この辺りは、今後の外部監査制度の在り方を議論していく中での検討課題にあがるであろう。また、措置したもの、未措置のものも含めて、県全体でデータベース化するなりして、共有する仕組みが必要である。ちなみに他の自治体では、ホームページ上で過去の監査結果とその措置状況を合わせて公表しているところもあり、参考にしていただきたい。

包括外部監査制度も、本年度でちょうど 10 年になる。制度のあり方については、いろいろと議論されているが、監査結果がどのように県の施策に活かされ、どのような効果をもたらしてきたのか、県の見解をぜひ県民に公表していただきたい。

5. 補助金について、適法性の観点からの再考

ここでは、改めて補助金を適法性の観点から検討し、個別の補助金監査の指針とするため、以下のとおりまとめている。

- (1) 補助金とは
- (2) 公益上の必要性
- (3) 補助金交付の際の留意点
 - ①補助金支出の目的、趣旨(公益該当性)
 - ②補助が公益目的に適切かつ有効な効果を期待できるか(有効性)

- ③他に自治体にとって負担の少ない方法がないかどうか
- ④補助対象が限定されているか
- ⑤事後の検査体制

6. 補助金アンケートについて

監査対象とした県単補助金及び農林水産部補助金を含むすべての県補助金に対して アンケートを実施し、県補助金の定量的、定性的な評価を試みた。なお、アンケート様 式は、既に公表されている他の自治体のものも参考にして作成している。

以下は、監査対象補助金及び県外郭団体の監査結果及び意見の概要である。

<企画部の補助金>

A 離島航路補助金

(1) 経営改善 5 カ年計画作成について

【意見】

経営改善を求める趣旨は、各事業者の自助努力を促し、結果的には補助金の削減を図ろうとするものであるから、実効性あるものにする必要がある。計画の履行状況が思わしくない航路業者には、経営の専門家を派遣するなど県の支援も必要であろう。

離島航路は離島に暮らす住民にとって、いわばライフラインそのものであるから航路 維持は当然である。しかし、維持するためのコストはいくらかかってもよいというわけ ではなく、事業者のみならず利用者たる住民にも相応の負担が必要となってこよう。

(2) 標準欠損額について

県が交付する補助金額は、航路事業者が計上した実績欠損額に対して補助されるものではなく、県(及び国)が実績欠損額を査定(監査)した後の欠損額から国の補助額を差し引いた欠損額に対して補助する仕組みとなっており、これが「標準化方式」と呼ばれる制度である。

【意見】

標準査定の具体的な内容について県の担当者に質問したが、明確な回答は得られなかった。平成 6 年度から制度化されている標準化の仕組みがあるとはいえ、国の査定により、県及び市町村の負担額が異なるわけであるから、標準化の根拠は国に確認してお

くべきではないかと思われる。地域によりさまざま状況が異なるのに、全国一律の方式を採ることは理解し難い。県としてもこの点については強く国に求めていく必要があると思われる。

(3) 船舶のリースについて

伊是名村の離島航路損益計算を検討したところ、伊是名村が使用する船泊(フェリーニューいぜな)は、離島海運振興株式会社からリース(ファイナンスリース)していることが分かった。同社は、沖縄県の離島航路事業者の船泊を建造し、各離島航路事業者に賃貸(リース)することなどを業としている。また、同社は特殊法人である沖縄開発金融公庫が筆頭株主(持株比率 25.0%)であり、沖縄県も出資(同 12.5%)ならびに取締役(非常勤)を出している。また、社長は同金融公庫出身である。ちなみに、同金融公庫の業務報告書を見ると、平成 19 年 4 月から県の元企業局長が同金融公庫理事に就任している。

県からの回答には、いろいろと述べられているが、結局、なぜ現在も、わざわざ同社 = 離海振を介在させてこのような事業の仕組みをとっているか分からない。少なくとも、現行の制度では、リース料の一部(間接的には県などの補助金)が同社の利益や金融公庫からの再就職役員の退職金になっている事実だけは述べておきたい。

また、この事業補助金は同社に直接交付されているものではないが、間接的にリース料の支払いを通じて、同社の利益や内部留保になっており、補助金交付の公益性を考えたとき、問題なしとは言えないであろう。

県は、あくまで現行の方法が、この補助事業において最良の方法(最小限のコスト負担になっている。)であると言うなら、リースする場合のメリットを客観的に示す必要がある。

(4) 県の調査(監査)体制について

【意見】

より根本的には当該計算書自体の適正性確保よりも、離島航路の経営改善に県としても資源を投入するのが先ではないかと考える。また、すべて国、県が共同して監査する体制ではなく、事業者毎に国、県分担するなど合理的な方法も検討すべきであり、必要であれば、規程を改定すれば良い。また、監査についての監査マニュアルはなく、先輩からの引き継ぎ等により実施しているが、効果的、効率的に監査するためには、チェックリスト方式を取り入れた監査マニュアル等の整備が必要である。

(5) 伊是名村の離島航路事業について

【意見】

離島航路損益計算書には店費(てんぴ)という一般には聞き慣れない科目があるが、 これは、一般の企業会計でいう一般管理費のような性格の科目であり、当該航路事業特 別会計で処理される村の職員の人件費等管理費が含まれている。村職員の人件費関連では、職員共済組合への掛金もこの事業で負担しているが、独立採算事業が大幅な赤字である状況でも公務員に対しては、手厚く保護されていることには釈然としない。結果として、県の補助金が村職員の退職金の原資になっていると言え、村としてもより一層の経営合理化が強く求められる。

B バス運行対策費補助金

(1) 補助対象路線について

沖縄県バス運行対策費補助金交付要綱(以下、要綱という)によれば、補助対象となる路線は、「経常収益が経常費用の 11/20 (55%)以上の路線又は、経常収益が経常費用の 11/20 に満たない路線で、市町村が補助することにより経常収益並びに当該市町村の補助額の合計額が経常費用の 11/20 に相当する額に達するもの」(要綱第1条(2)(へ))とされている。要綱によれば、経常費用全体に対して少なくとも 55%は経常収益でカバーされていることが必要とされ、逆に言えば、経常損失の経常収益に対する割合(=経常損失割合)が 45%までは国、県が補助するというものである。経常損失割合が 45%を超える場合は、地元市町村が 45%になるまで補助した場合には、この制度により補助対象とされる。

【意見】

この割合が県の補助する基準となるわけであるから、なぜ 55%が採用されているのか理由が必要であると思われるが、県からの明確な回答は得られなかった。従来からこの基準をもとに補助金交付をしているが、バス事業者を取り巻く経営環境も年々変化しており、従来同様の基準で良いか否か、再検討する必要がある。

(2) 地区協議会の役割について

【意見】

また、地区協議会のメンバーはすべて行政関係者であり利用者が入っていない。利用者たる住民の意見を反映させることが必要である。

C 生活バス路線確保対策補助金

(1) 補助対象路線について

【意見】

住民の足の確保と財政負担の増加という問題があるが、極端に利用者数が少ないケースにおいては、従来通りの路線バス運行に頼るのではなく、オンデマンドバスなど、代替的方法により住民の足の確保を図ることなどが必要である。そのためにも、すべての赤字路線が対象となりうる現在の要件を改め、真に必要なバス路線が対象となりうるような要件設定が必要である。また、県の交通政策の在り方(21世紀ビジョン、沖縄振

興計画など)との整合性がとれるような交通体系を構築するためにも、現在の補助金の 仕組みを再検討する必要がある

D 運輸振興助成補助金

(1) 沖縄県トラック協会への補助金の使途について

【意見】

全国及び地方のバス協会、トラック協会とも国 OB の天下りがある団体である。さらに、沖縄県トラック協会へも沖縄総合事務局からの天下りが行われている。また、バス協会、トラック協会では、それぞれ県からの補助金の2割、2割5分が同協会の上部団体である全国団体に出捐されている。また、この補助金は、「交付金特別会計基金運営要綱」に基づき、県トラック協会の建物取得に充てられている。

しかし、そもそも、この団体のみ特別に補助することに意味があるとは思えない。県 民の税金が、バス協会、トラック協会の全国団体へ出捐されていることや、同協会の建 物取得に充てられていること自体、公平性に欠けると言わざるを得ない。

また、補助の根拠も当時の自治事務次官及び運輸省自動車局長通達に基づき実施して おり、法律で定められたものでもない。暫定税率の問題は今後のこともあり未定である が、このような補助金は廃止すべきである。

E 石油製品輸送等補助金

(1) 補助効果の検証について

【意見】

輸送費等減額分が離島業者の過度な利益になっていないかなどの検証は担当課では 行っていないが、そのような観点での検証も必要であろう。

(2) 補助金の経理について

補助金経理(収支状況)の確認も担当課では行っていない。監査委員が実施している とのことであるが、補助金が適正に使用されているかどうか、事業者のサンプリングで も経理の状況の確認が必要ではないかと思われる。また、各事業者から決算書の提出を 受けることも必要である。

F 国庫補助対象離島航空路線運航費補助金

(1) 補助金交付の方法について

この事業は、離島における住民の生活に必要な旅客輸送の確保並びに離島における空港の効率的な利用及び整備に資するため、航空運送事業者に運航費補助金を交付するものである。しかし実際の交付は、運航費補助対象路線に就航する運航費補助対象航空機に係る部品の購入代金として行われている(沖縄県国庫補助対象離島

航空路線運航費補助金交付要綱 6 条。以下、要綱という)。つまり、補助金額は運航費(航空燃油費、機体維持費、整備費、乗務員人件費等。要綱 2 条 1 項)を元に 算出されるが、交付自体は部品の購入代金への補助として交付されている。このよう な交付方法を採用している理由を担当者に確認したが、明確な回答を得られなかった。

【意見】

部品購入代としての補助とせず、直接運航費として補助するシステムに改められないか再考が必要である。

G 航空機購入費補助金

(1)経営改善5 ヵ年計画について

【意見】

5 ヵ年計画作成は、補助事業者の自助努力を促すことにより、結果として補助金の削減を図ろうとするためであり、制度の実効性を高めるためにも、今一度重要性を再認識するべきである。

H 沖縄県亜熱帯学術研究等振興費補助金

- (1) 補助金支出の必要性について
- ① 補助金の趣旨
- ② 財団の公益性について

財団の目的、事業内容からして、財団が公益目的に設立された公益団体であり、かつ、一定の事業活動を行ってきたことも認められる。そして、沖縄県が、亜熱帯地域、島嶼地域に属するという地理的特性を有することからして、かかる地理的特殊性についての専門家による研究や、国内外との交流、ネットワークを構築することが、沖縄県の振興開発にとって有益なことであると認められる。したがって、財団が公益性のある団体であることは認められ、かかる財団の事業成果によって、沖縄県の産業振興に資し、ひいてはその経済的利益を県民に還元させることを期待できるのであるから、県が財団に補助金を支出することに一定の合理性が認められ、支出先に公益性がないことを理由として補助金支出の必要性なしとはいえない。

③ 補助対象事業・補助金額の相当性について

【意見】

補助対象事業につき、まず①人件費については、確かに、県職員が出向することで、各研究機関との連携が円滑に進むということも考えられ、財団に県職員を出向させる意義は認められる。しかし、職員を派遣することと、当該職員の給与分を補助するかは別問題であり、県出向職員が派遣されたからといって、補助金支出の目的を達成するため

に、県が給与を支給する必然性は全くない。財団の活動成果が県民の利益になるのであれば、むしろ、県派遣職員以外の職員の給与分まで補助金を支出するということも考えられるところ、県職員分の給与を支給するということの合理性について、より一層の検討が必要である。

④ 事業活動の収支について

【意見】

本件補助金がなくとも財団の自助努力により事業運営していくことが可能ではないか、検討すべきである。

(2) 実績報告について

【意見】

補助金支出の必要性、補助金支出の適正性を判断するためも、財団の事業について、詳細な実績報告を受けるべきである。

I 離島・過疎地域自立促進特別事業補助金

(1) 補助金支出の必要性について

① 補助金の趣旨

沖縄県が離島で、過疎地域を抱えており、その自立促進を図るため方策を講じることは有意義なことであり、そのための援助を行う必要性がないわけではないものと思われる。

② 事業区分について

【意見】

これまで実施された事業は、少数に留まっており、本件補助金を使用しないで整備されているところもあるものと思われる。これほどの事業実績からして、そもそも本件補助金の必要性はなかったものと言わざるを得ない。

<福祉保健部の補助金>

A 独立行政法人福祉医療機構借入金利子補給金

(1)補助率について

【意見】

一律に補給(補助)するのでなく、経営実態を踏まえて補助する方法が望ましい。なお、担当課としては、最低限度額の引き上げ等検討している。

(2)補助のあり方について

【意見】

限度額を引き上げた場合であっても、財務内容等経営内容も検討して補助すべきである。例えば、純資産の観点で言えば、自己資本比率がいくらを超えたら補助しないとか、利子控除後(補助金は含まない実額)収支がプラスの場合には補助しないなどの基準を設けることも考えられる。また、補助率についても、支払金利に対して一律3分の2が妥当かどうか。他の部署、県全体の利子補給金制度のあり方も踏まえ検討すべきである。

B こども未来ゾーン運営補助金

(1)補助金の必要性について

【意見】

当該施設は、沖縄市が、島田懇談会事業として整備したものであるが、全県的施設であること、また、青少年の健全育成を図る観点から、県も財政的支援を行うこととしたものであり、事業の公益上の必要性は認められる。

(2) 指定管理者制度と補助金交付について

そもそも、指定管理者制度は、利用料金と予め定められた指定管理料の範囲内で運営することにより、効率的な運営を行おうとするものである。にもかかわらず、利用料金と指定管理料で賄えない部分があっても補助金によって補てんされるということであれば、運営側(指定管理者)にとり、効率的な運営を達成しようという動機が薄れるものと思われる。つまり、利用料金と指定管理料で賄うことができなくても、市(=県)が補助してくれるという甘えの構造、あるいはモラルハザードが生じては来ないかという懸念があるのである。しかも、指定管理料、補助金という 2 段構えの支援体制を施設に施すことにより、市、県の歳出削減もいっそう困難なものになると思われる。

【意見】

したがって、このような方法を採用することは、指定管理者制度の趣旨そのものに関わることであり問題が大きいと言わざるを得ず、しかも、(恒常的) 赤字施設に対して、指定管理者制度を採用することが妥当なのかどうかという根本的な問題に行き着くのである。さらに言えば、指定管理者制度によっても大幅な赤字になる施設を維持していくことが、ほんとうに必要なのかどうかということにもつながってくる。この点については、沖縄市も県も赤字施設に対する補助金交付基準を明確にした上で、住民に対して丁寧に説明する責任があると言えよう。

C 乳幼児医療費助成補助金

【意見】

乳児死亡率は過去から一貫して減少している。しかし、助成額と死亡率の因果関係は

明確でなく、他の要因も考えられる。少子化対策、福祉対策としての制度の役割も期待されてきているが、この医療費助成制度がどのような効果をあげるかについては現状では不明である。また、年々補助額が増加、県の財政負担と制度のあり方との均衡が難しい状況にあり、さらに議論を深める必要があろう。

D 沖縄県青少年交流体験事業補助金

(1) 補助金の使途について

【意見】

団長、副団長、事務局長という構成を見直し、出来るだけ多くの児童等が参加できるようにしたほうが望ましい。また、団長等の旅行費用も補助金の対象となっているが、 職員費用等については、団体で支出し、その部分は参加児童の費用にあてるべきである。

E 独立行政法人福祉医療機構資金借入金利子補給金

(1) 補助金の交付基準等について

ここでは、保育園の施設整備借入利子が対象である。また、保育園を運営している法 人の財務内容等考慮せず、一律の交付となっている。補助金削減の観点からも、何らか の基準を定め、利子補給する方法に改めるべきである。

【意見】

社会福祉法人の中には、新規認可法人で当初から余剰金が12,000 千円を超えていた ところがあった。このような法人に対しても利子補給されており、収支差額で余剰が多いところの利子補給は廃止するなど、何らかの基準を定めることも必要であろう。

また、この制度においても、補助限度額の引き上げ等の見直しが検討中である。

F 沖縄県社会福祉協議会運営費補助等

(1) 沖縄県社会福祉協議会の事業について

社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会(以下、県社協という。)は、社会福祉法で規定された法人(設置が義務付けられているわけではない)である。県社協は、県の出資等はなく、県外郭団体ではないが、県の補助金、委託金、人的関係などから極めて県と密接に関連した団体であり、県としては、県の業務を代行する団体として位置づけている。

県社協の事業は多岐にわたるため、県の補助金、委託金が県社協でどのように使用されているか非常に分かりづらい。県の補助金、委託金収入と事業支出との関係が明瞭になるような、例えば事業別の決算書を別途作成するなどして、公表すべきである。

また、プロパー職員の人件費は、給与規程で県規程に準ずることになっており、運営費がかかる要因である。

また、県社協が実施する事業について一部検討したが、離職者支援貸付金の利用がほとんどなかった。このように極端に利用率が低い状況でも、国から返還が求められないの

は、将来、他の貸付へ変更されることが予定されているとのことであるが、現行の制度 目的に沿った活用がなされるよう努めるべきである。

また、福祉資金貸し付けの償還率が低い(貸倒れ率が高い)と思われ、回収に努める必要がある。なお、福祉資金貸付金の中には、リバースモーゲッジ(債務者の不動産に担保設定し、返済されないときは不動産で返済させる)の貸付金を実施し、回収の確実性を高める試みもなされている。

(2) 旭橋再開発事業への参画について

県社協は、将来の法人運営のための自主財源とするために、旭橋再開発事業への参画を決定したが、事業参画の可否について、理事会、評議会の正式な議決を経ないで、同会への報告のみで済ませていた。県社協によると、実際の権利変換時に議決を受けたので、問題ないと認識していたとのことであった。

【意見】

しかし、この事業は、団体にとり、重要な権利の変動、資産の取得を伴うものであり、また、将来の賃貸収入など財務計画にも重要な影響を与える事項である。一方、この事業についても、将来のリスクが全くないとはいえないのであるから、団体としての意思決定を明確にし、また、理事等の賛否も問うためにも、計画策定時に決議を経ておくべきであった。

(3) 財務内容の透明性確保について

【意見】

県社協始め、社会福祉法人関係の決算書が極めて分かりづらい。基準通り作成されていれば良いというわけではなく、利用者はじめ、県民、利害関係者等に分かりやすく開示することが求められる。また、現行の開示書類では、一般会計、特別会計、収益事業の区分はあるものの、多岐にわたる事業の効率性等を判断することはできない。

これらについては、別途、事業別の収支(損益)を開示するなど分かりやすく説明する工夫が必要である。

また、現在、県では、例えば県のホームページなどにおいて、県内社会福祉法人の財務内容等の一元的開示は行っていない。法人によっては、各法人のホームページにより開示しているところもあるが、その数は少なく、ホームページがない法人も多くある。県内社会福祉法人の利用者やその他の利害関係者に対する透明性確保の観点からも、法人の概要や、決算状況など公表できる範囲で一元的に公表する体制が必要であり、社会福祉法人が、公益性の高い法人として社会的信頼性を得るためには、民間企業以上に説明責任がもとめられるものと考える。

また、説明責任を果たすためには、理事会など執行機関の機能を充実させるとともに、法人の内部管理体制を確立する必要がある。さらに、財務書類の開示の点でいえば、法

人監事の監査に加えて、利害関係のない第 3 者による外部監査の導入も必要不可欠であろう。

(4) 福祉保健部所管の社会福祉法人等への監査体制について 【意見】

県内社会福祉法人に対する福祉保健部監査体制について、担当者からヒアリングしたが、監査の結果が県福祉行政にほとんどフィードバックされておらず、監査に実効性がなく、極めて不適切である。また、各課では、所管する法人の現況調査が毎年行われているが、その結果が利用されている形跡がほとんどなく、制度が形骸化している。また、監査班では、財務のチェック担当として税理士に依嘱しているが、一人で年間 60 社あまり担当しており、嘱託としての身分を考えると、深度ある監査がなされているとは思えず、実効性が極めて乏しいと言わざるを得ない。県によると、次年度から税理士3名体制で負担軽減を図るとのことであるが、一定規模を超える大きな団体には県、団体などと直接の利害関係のない独立した第三者による外部監査導入を検討すべきであり、このような方法によっても、他の団体に対するけん制効果は期待できるものと考えられる。

G 児童健全育成補助事業

(1) 民間児童館活動事業について

本件事業は、那覇市のみにおいて、児童館1か所、児童センター2か所で行われている。かかる児童館、児童センターに対して補助金が交付されているところ、当該児童館、児童センターは市によって運営されており、市が収支を把握しているが、県に対する児童館、児童センターごとの収支計算の報告が全くなく、問題である。

【意見】

県は、補助金交付を行った児童館、児童センターごとの詳細な活動報告、収支計算の報告を受け、当該児童館、児童センターがどのような事業を行っているのか、その事業がどのような収支となっているのか、その事業によってどのような成果が得られているのか、支出した補助金額に見合う成果が得られているのか等について絶えず検証を行うべきである。

(2) 地域組織活動育成事業

本件事業は、地域組織活動(母親クラブ)へ助成を行うものである。

補助金交付額は、1か所あたり年額 18 万 9 千円×組織数という基準額と、対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを市町村ごとに比較して、少ない方の額に3分の2を乗じて得た額の合計額である。このようにして算出する以上、対象経費の実支出額、すなわち実際に事業運営するにあたり要した支出額を正確に把握することは必須である。しかるに、平成19年度の確定調書によると、本件事業の対象経費

の実支出額は、宜野湾市75万6千円、糸満市18万9千円、豊見城市37万8千円、 北中城村18万9千円、八重瀬町18万9千円、浦添市113万4千円、与那原町18万 9千円となっている。これら金額は、全て18万9千円に組織数を乗じた金額となっ ているところ、実支出額と補助基準額が同額となっている。対象経費の実支出額が18 万9千円を乗じた金額になり、補助基準額と同額となることは、あまりに不自然であり、実体を反映した金額であるとは到底認められない。これら実支出額の金額は、1か所あたり年額18万9千円という交付要綱上の基準額に即して記載されているものであり、架空の金額であると思われる。

なお、この点に関しては、平成 15 年度の包括外部監査においても、「補助金のゼロ清算について」(平成 15 年度包括外部監査報告書 P2-27 を参照されたい)とする、同様の指摘がなされているが、改善されていない。

【意見】

本件事業を運営するにあたり、どのような経費(運営費)が発生するのか不明であるところ、経費が発生するのであれば、どのような経費が発生したのか、領収書などの証憑によって実支出額を正確に把握する必要がある。そして、経費が発生していない事業であるならば、補助金支出を廃止すべきことは当然である。

(3) 地域子育て拠点事業

本件事業は、すべての市町村において行われているところ、事業主体は市町村や認可外保育園等の民間団体である。これら事業主体ごとの収支について、市町村が把握しているとされるが、県に対しては市町村から事業全体の合計額の報告がなされるだけであり、県に対する事業主体ごとの収支計算の報告が全くなく問題である。

最終的に個別の事業主体へ補助金が支出される以上、事業主体への監査が必須である にもかかわらず、市町村から事業主体への監査のみだけで、県としての監査はないに等 しい状態である。

【意見】

県は、補助金交付を行った事業主体ごとの詳細な活動報告、収支計算の報告を受け、 当該事業主体がどのような事業を行っているのか、その事業がどのような収支となって いるのか、その事業によってどのような成果を得られているのか、支出した補助金額に 見合うだけの成果が得られているのか等について絶えず検証を行うべきである。

(4) 放課後児童健全育成事業

本件事業は、放課後児童クラブへ助成を行うものである。

補助金交付額は、基準額と、対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを市町村ごとに比較して少ない方の額に補助率を乗じて算出する。このようにして 算出する以上、対象経費の実支出額すなわち実際に事業運営するにあたり要した支出額 を正確に把握することは必須である。ところが、平成19年度の確定調書によると、本件事業の対象経費の実支出額と補助基準額が同額となっているところが散見される。対象経費の実支出額と補助基準額が同額となることは、あまりに不自然であり、実体を反映した金額であるとは到底認められない。これら実支出額の金額は、交付要綱上の補助金基準額と同額の金額を記載されているものであり、架空の金額であると思われる。

【意見】

本件事業を運営するにあたってどのような経費(運営費)が発生するのか不明であるところ、経費が発生するのであれば、どのような経費が発生したのか、領収書などの証憑によって実支出額を正確に把握する必要がある。そして、経費が発生していない事業であるならば、補助金支出を廃止すべきことは当然である。県は、補助金交付を行った事業主体ごとの詳細な活動報告、収支計算の報告を受けるべきである。

(5) 放課後子ども環境整備事業

本件事業は、放課後児童クラブの設置推進事業、環境改善事業等を行うものである。 平成19年度においては、浦添市と北中城村において行われている。かかる事業は、放 課後児童クラブの施設改修などを行うものであり、事前にどの程度の費用がかかるのか、 その見積りを検討することができる。そこで、補助金予算を検討する段階においては見 積りの検討を行っているようである。しかし、交付申請や実績報告の段階ではどの程度 の費用がかかるのかについて、極めて簡単な審査しか行われておらず、実際にその金額 が必要なのかの審査がないに等しいと言わざるを得ない。また、平成19年度の確定調 書によると、浦添市も北中城村も、本件事業の対象経費の実支出額と補助基準額が同額 となっている。このようなことはあまりに不自然であり、記載の実支出額が実体を反映 した金額であるとは到底認められない。これら実支出額の金額は、交付要綱上の補助金 基準額と同額の金額が記載されているものであり、架空の金額であると思われる。

【意見】

県は、補助金交付を行った事業主体ごとの詳細な活動報告、収支計算の報告を受けるべきである。

(6) 放課後児童クラブ支援事業

本件事業は、ボランティア派遣事業、放課後子どもプラン実施支援事業、放課後児童等の衛生・安全対策事業を内容とするものであるが、平成19年度においては、放課後児童等の衛生・安全対策事業のみが行われている。かかる事業は、学童の児童指導員のための健康診断、伝染病対策などを内容とするものであるところ、交付要綱上、補助基準額は1市町村当たり年額58万4千円とされる。

ところが、実際には、対象児童指導員の人数によって補助基準額が定められている。すなわち、一人につき 4,200 円×対象児童指導員人数によって補助金額が定められてお

り、平成19年度において、例えば、宜野湾市の場合、対象人数が19名なので4,200 円×19名の7万9,800円が補助基準額とされている。那覇市の場合は、対象人数が100名であるため、交付要綱上の58万4千円が補助基準額とされる。

このように、補助基準額について、交付要綱の規程を無視して算出しており、極めて問題である。対象人数一人あたり 4,200 円という算出方法が合理的であれば、交付要綱を改訂すべきであり、交付要綱の改訂なく補助金額を算定すべきでない。

また、たとえ、上記のように対象人数によって補助基準額を決めるのであれば、当然に対象人数の確認が必要なはずである。にもかかわらず、交付申請の段階で概算の人数確認を行っているだけで、正確な実績報告を受けているとは言い難い。対象人数によって補助基準額を決めるとしても、その確認が杜撰であると言わざるを得ない。

さらに、対象経費の実支出額は、あくまでも実際に事業運営するにあたり要した支出額でなければならないにもかかわらず、その確認がなされておらず、極めて不当である。

【意見】

県は、補助金交付を行った事業主体ごとの詳細な活動報告、収支計算の報告を受ける べきである

H 特別保育県単補助事業 (障害児保育)

(1)補助金額の算定方法について

本件補助金は、身体障害者手帳や療育手帳を受給している児童であり、かつ特別児童 扶養手当を受給していない軽度の障害者について、受入時に係る特別な経費を助成する 事業である。本件補助金は、最終的には、軽度の障害者を受け入れる保育園が受領する ことになるところ、かかる補助金により軽度の障害者を受け入れる保育園の経費負担を 軽減し、ひいては保育園が軽度の障害者を受け入れやすくして、軽度の障害者の福祉に 資するものである。このようなことからして、本件補助金の目的は理解できる。

本件補助金の基準額は、月額 3 万 7820 円×各月初日現在の障害児数×入所月額である。これは、保育園が軽度の障害児を受け入れる際には、改めて保育士を雇い入れるなどして受入態勢を整えなければならないところ、このような場合に人件費負担が増えることから、当該補助金によって、軽度の障害児を受け入れる際の人件費負担を賄うというものである。そして、軽度の障害児4人あたり一人の保育士を付けなければならないという計算で人件費負担を考慮している(なお、乳児の場合は3人に一人の保育士、1歳から3歳の場合には6人に一人の保育士、3歳から4人の場合は20人に一人の保育士を付けるというのが基準である(児童福祉施設最低基準(厚生省令第63号)33条)。このような人件費負担分として、月額3万7820円という金額が定められているが、この金額は、九州各県のおおよその平均によって算出されている。

【意見】

しかし、各地の実情によって人件費負担の状況は異なっているものと思われ、沖縄県

において上記金額を定めたことに合理性があるとは言い難い。補助金の交付基準なのであるから、保育園が実際にどの程度の人件費負担となっているのかを慎重に検討し、実体に合わせた金額を算定すべきである。

また、そもそも、保育園が軽度の障害者を受け入れた場合に、実際に保育士を増やしているのか、増やしているとしてどの程度増やしているのか、それによってどの程度の負担があるのか、負担があるとして補助金交付を受けるだけの負担なのか、等について十分な検証を行っているとは言い難い。軽度障害児受入時における保育園の実情調査を行い、負担を細かく計算するとともに、市町村から補助金の交付を受けた保育園から、定期的に人件費負担等についての詳細な報告を受けることも必要である。

I 沖縄県青少年育成県民会議運営費補助金(県費分)

(1) 補助金の趣旨について

本件補助金は、青少年の健全育成と非行防止等を目的とする青少年育成県民運動を、 行政だけでなく、地域や家庭など県民総ぐるみで次代を担う青少年を継続して育んでい くため、推進母体である社団法人沖縄県青少年育成県民会議(以下、「県民会議」とい う。) に対して補助を行うものである。

(2) 県民会議の公益性について

県民会議は、青少年問題の重要性にかんがみ、関係団体等と共に広く県民運動を展開 し、将来をになう青少年の健全な育成を図ることを目的として設立された(県民会議定 款第3条)。

したがって、県民会議が公益性のある団体であることは認められ、かかる団体の事業成果によって、沖縄県の青少年の健全育成に資するのであるから、県が県民会議に補助を支出することに一定の合理性が認められ、支出先に公益性がないことを理由として補助金支出の必要性なしとはいえない。

(3) 交付規程について

【意見】

このように、本件補助金を含む「沖縄県青少年健全育成対策費補助金」支出の根拠交付規程が明確でないところ、補助金支出が交付規程に基づくものである以上、明確化すべきである。

(4) 補助金額の相当性について

本件補助金の内容は、事務局運営費(報償費、職員給料、職員手当、福利厚生費)、 入居費であるものと思われるところ、平成15年度から平成19年度まで、毎年1,064 万2,000円の補助金額となっており、かかる補助金によって県民会議の事務運営費の ほとんどを賄っているものと思われる。

【意見】

県民会議の収支決算書を見る限り、県民会議独自の収入が限られており、県民会議の 事務運営費を自助努力によって賄うことは難しく、県補助金によって賄うこともやむを 得ないといえる。

(5) 実績報告について

【意見】

本件補助金は、県民会議の運営費に充てられており、実質的には県民会議の活動全体に対するものといえるのであるから、県は、県民会議全体の活動、全ての事業内容について、厳しい監査を行うべきである。

J 新すこやか保育事業

(1)補助金の趣旨について

沖縄県においては、待機児童を解消するための施策及び認可外施設の対策は緊急を要する問題といえ、本件補助金の如く認可外保育施設を補助する必要性は認められる。

(2) 事業内容について

本件補助金の事業内容は、①児童の健康診断、②牛乳代の支給等、③調理員の検便である(要綱第3条)。また、平成20年度からは、米代助成が開始された。これら事業は、児童の安全、健康、衛生環境に密接に関わるものであり、入所児童の処遇向上に直結するものといえ、補助金対象事業としては相当であるといえる。

(3) 実績報告について

本件補助事業の実施主体は市町村であるところ(要綱第2条)、県は、各市町村からの交付申請書に基づき、形式上の確認をするだけで補助金交付を行っているものと思われる。また、実績報告についても、明細の確認はなく、各市町村において適切な運用がなされているのかについて、実質的な調査はなされていないようである。

【意見】

本件補助金交付が適正に行われているか、本件事業が適切に運用されているか、県民の期待と要請に十分に応えられているか等を検証するためにも、市町村による本件事業 実施状況について、より詳細な審査をすべきである。

K 母子家庭等医療費助成事業

(1)補助金のあり方について

【意見】

母子家庭等に対する助成というより、低所得家庭への助成ということが重要であり、 貧困家庭の児童のためにいかなる助成が必要かを検討すべきである。

(2) 実績報告について

また、本件補助事業の実施主体は市町村である(要綱、2参照)ところ、県は、各市町村からの交付申請書に基づき、形式上の確認をするだけで補助金交付を行っているものと思われる。また、実績報告についても、明細の確認はなく、各市町村において適切な運用がなされているのかについて、実質的な調査はなされていないようである。

【意見】

本件補助金交付が適正に行われているか、本件事業が適切に運用されているか、県民の期待と要請に十分に応えられているか等を検証するためにも、市町村による本件事業 実施状況について、より詳細な審査をすべきである。

L 妊婦 HIV 母子感染防止事業

(1) 自己負担額の調査について

平成 20 年度から 1 件あたりの補助額を 750 円に減額したが、平成 20 年度において自己負担額の調査は行っていない。

【意見】

しかし、検査費用の一部を負担する、という制度の趣旨を考えれば、自己負担額の継続的な調査を行い、あるべき補助単価を決めていくことが必要である。また、減額後の自己負担額の動向を調査する上でも必要であろう。

(2) 事務手数料について

沖縄県への申請は医師会が取りまとめて行うのは前述の通りだが、医師会は各医療機関から事務手数料として1件当たり130円を徴収し、その手数料は人件費及び需用費に充てられている。

【意見】

実質的な受取額が同じとなるよう、是正が必要である。単純に件数×単価を補助する というのではなく、事務手数料を徴収しているのであれば、経費についても精査を行い、 余剰金があるのであれば、補助金を減額するのが本来の姿である。

(3) 交付申請書の確認について

抗体検査を行うと医療機関は受診票を 2 部作成し、うち 1 部を請求書とともに医師会へ提出、医師会から補助金を受け取る。医師会は医療機関からの請求書を取りまとめ、沖縄県へ申請書を提出する流れとなっている。沖縄県は医師会が取りまとめて提出する申請書に基づき補助を行い、申請件数について個別にチェックをすることはしていない。

【意見】

しかし、診療報酬の不正請求もある昨今、申請件数のチェックを行うことができるような体制にする必要があるのではないか。医療機関を疑うわけではないが、補助事業である以上、そういったことも想定した上でチェック体制を構築する必要がある。

M 障害者小規模作業所補助金

(1) 補助基本額の算定について

【意見】

算定方法については、必要経費から全ての収入額を差し引いて差額を補助金として交付するのが望ましいのではないか。この点について県に確認したところ、障害者小規模作業所は財政基盤が脆弱であり、事業収入(受託事業、授産事業)も含めて収支を算出しているため、事業収入は控除対象外であると説明していたが、補助金の趣旨からすれば運営上実際に不足した金額を補助すればいいのではないかと思われる。交付申請書を確認した事業の中では、この考えに基づいて計算しなおしても結論(補助金額)が変わるものはなかったが、計算式の考え方としては適切でないと考える。

(2)対象経費について

【意見】

結論の数字自体が間違っているわけではないが、数字の根拠が申請書において一目で 分かるよう、工夫が必要である。

N 施設職員退職共済助成事業

【意見】

日本は少子高齢化時代を迎えており、高齢者の人口が急激に増えている。このような中、高齢者の生活を支える施設は今後ますます重要性を増していくであろうし、施設で働く職員の定着を図る意味でも、給与(退職金)を保障することは重要課題であろう。財政の厳しい中、事業費の確保を今後どのように行っていくのか、早急な対策が望まれるところである。第 132 回九州地方知事会(H20.10)では、1/3 という一律の負担ではなく、都道府県の負担に見合った交付税措置になるよう、政府・関係省庁に要望を出しているが、未だ方向性は見えていないそうである。施設で働く職員の確保と、国及び都道府県の財源負担との調整を図りながら今後どのような方向性にしていくのか、慎重かつ早急な議論が必要であろう。

O 地域福祉基金補助金

(1) 交付規定について

平成 5 年度から補助実施形態を変更したにもかかわらず、沖縄県地域福祉基金事業

補助金交付規程(以下、規程という)の見直しを行っていなかったため、現行の規程上は、各種民間福祉団体が行う事業に対し県が直接補助できることとなっており、実態にそぐわない状況となっている。例えば、規程 9 条によると、補助事業を完了し、または廃止したときは、その日から起算して 30 日を経過する日又は補助金の交付決定のあった会計年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い期日までに、沖縄県地域福祉基金事業実績報告書を知事に提出しなければならないこととなっている。しかし、民間福祉団体等への助成事業については県社協が取りまとめて実施しており、実績報告書も県社協が取りまとめて県へ提出している。そのため、事業完了から 30 日以内に知事へ実績報告書が提出されていない事業があった。

【意見】

現行の規程によれば、著しく業務に支障を来たすなどの不都合があれば、実態に沿うような見直しも必要であろう。

(2)補助率について

規程 3 条によると、補助金の交付対象となる経費は、補助事業に要する経費の合計額から寄付金その他の収入額を控除した額に補助率 5 分の 4 を乗じて算出することとなっている。これが原則的な取扱いであり、例外として知事が特に必要と認めるときは、補助率を 5 分の 5 までの範囲で変更することができることとなっている。しかし、過去の事業実績を確認すると、いきいき長寿センターとして実施している事業(過去、ふれあい財団が実施し、県社協が統合した事業)に関しては、ほとんどが 5 分の 5 の割合で補助金が交付されていた。財政の厳しい中、いきいき長寿センターだけなぜ常時例外的な取扱い(5 分の 5 での補助金交付)が行われているのか、県からは明確な回答は得られなかった。

【意見】

民間福祉団体への助成事業と取り扱いに差異を設けることのないよう、今一度、規程 に則り、県社協との刷り合わせが必要であると思われる。

P 軽費老人ホーム事業費補助金

(1)補助金のあり方について

【意見】

日本は少子高齢化時代を迎えており、高齢者の人口が急激に増えている。国は施策として在宅介護を推進しているが、新聞報道等によると介護の負担に追い詰められて虐待に走るケースもあるようで、高齢者の生活を支える施設の必要性は今後も高まり続けると思われる。財政の厳しい中、今後確実に増加することが予想される社会保障関連の事業費を抑制しながら公的介護サービスをどのように充実していくか、慎重かつ早急な議論が必要であろう。

<観光商工部の補助金>

A 観光誘致対策事業 (イベント補助金)

(1) 補助先の選定基準、金額の算定基準について

【意見】

基準を設けているが、基準自体が抽象的であり、明確な数値基準があるわけではない。一応、交付基準の算定表も作成されているが、最終的には担当者の判断で決まっており 恣意性が入っている。また、毎年、年末に開催されている那覇大綱引やツール・ド・おきなわに対する補助は、過去 10 年以上継続して実施されている。これらのイベントは 県外観光客の誘致等の一定の役割は果たしているものの、今では知名度も高く、県がいつまでも支援するようなイベントではない。

イベント実施団体の自立を促すためにも、軌道に乗っていると思われるイベントへの補助は時期を決めて廃止すべき(少しずつ減らすのではなくて)。また、JALとかANAとタイアップしているイベントに補助する必要性は乏しいと考える。イベント補助の目的に反して県外からの参加者が少ないイベントもある。

B フィルムオフィス運営費補助金

(1) 補助金の有効性について

OCVB への間接補助(先方の事務費間接費割り掛け分)となっており、過去の事業 実績を見ると、一定の事業効果はあると思われる。

【意見】

現在は、当事業に係る経験者を本土から招へいしているが、事業を県内に根付かせる ためには地元の人材育成が欠かせないと思われる。

また、実績報告書を検討したが、相変わらずゼロ清算(年度末で収入=支出となるよう予算を使い切ること)している。実績報告なのであるから、実際に事業に要した費用のみ予算を使用すべきである。また、今後は、民間事業者との事業の棲み分けが必要になってくるものと思われる。

C ちゅら島観光地形成推進事業補助金

(1) 補助金の効果について

【意見】

地域観光協会育成事業であるが、事業の目的としている法人化がまだなされていない ところもあり、毎年、ただ漫然と補助交付している。また、観光協会の中には、財政的 に比較的余裕のあるところも見られており、今後は、交付先団体の自立を促進する観点 からも、削減もしくは廃止していくべきである。

また、この事業も実績報告はいわゆるゼロ清算がなされていた。

D 製造業重点分野支援事業費補助金

(1) 補助金交付要綱どおり手続きがされていない

監査の結果、検査調書に様式のみが添付されていて、検査結果が記載されたものが添付されていないものが 1 件あった。これでは、実際に検査が行われたかどうか分からない。監査時点で発見できなかっただけで、実際には検査はなされていると思われるが、きちんと整理して保管しておくべきである。

また、交付要綱 18 条について、事業者は、補助事業完了日の属する会計年度終了後 5 年間は、毎会計年度終了後 20 日以内に当該補助事業に係る企業化等状況について、様式第 10 号による報告を知事に対して行わなければならないとされている。しかし、この規程が守られていないケースが散見された。会計年度終了後 20 日以内提出は、決算等の準備も必要であるし、事業者の管理能力も勘案すると、少し時期が早すぎると思われるので見直すべきである。

また、同条によると、5 年間の事業化進捗状況を検証するようになっているが、具体的な定めもない。

【意見】

実態は、言い方は悪いが、やりっぱなしが現状となっている。ここのところは、補助 金の効果、有効性とも関わる点であり、今後、どのように検証していくべきか検討が必 要である。

E 沖縄県産業振興公社運営費補助金

(1) 補助金の必要性について

この補助金は、(財)沖縄県産業振興公社(以下、公社という。)の職員(県派遣、プロパー両方)の人件費と管理費の一部を県が補助しているものである。公社の運営状況等、補助金交付先団体として別途監査しているので、詳細は、そちらを参照されたい。

F 海外事務所運営事業補助金

(1)海外事務所のあり方について

福州事務所については、中国では自治体が施設を所有することは禁止されている関係 上、建設コスト総額5億円の約半分は県が負担することにより、中国政府から県は永久 使用権を取得している。

建物の利用状況を検討したが、非常に悪いものとなっており、初期の目的が達せられていない。現在は、外部の企業等の利用がない状況で、福建省に施設の一部を貸している。 また、家賃のうち、福建省分は管理費と相殺されている。

【意見】

これだけのスペースの事務所が有効利用されておらず、今後の事務所のあり方を見直すべきである。また、香港事務所は事務所運営が軌道に乗れば維持する必要性はあると

も言えようが、今後はすべての海外事務所の機能も勘案しながら、必要性が乏しいと思われる事務所と集約してはどうかと考える。海外事務所についても、コストとの関連で、事業効果が客観的に測定しうるような方法も検討する必要がある。また、事務所収支のチェック体制であるが、現在は、内部の者によるチェックがされているだけであるが、少なくとも、数年に一度は外部の第三者によるチェックがあったほうがよいと思われる。

G 通信コスト低減化事業補助金

(1)補助金の効果について

もともと、この事業は、平成11年にコールセンター等環境整備事業としてスタートしたが、利用企業が増えるに従って、補助金が増える仕組みになっていたので、制度の見直しが過去になされてきた。なお、H19年度までは、県が設置した情報産業ハイウエー(県内3箇所と東京及び大阪に設置したアクセスポイントを結ぶ超高速情報通信ネットワークのこと)維持管理費用は、県の固定的な投資額となっていたが、H20年度から(株)トロピカルテクノセンター(以下、TTCと略称する。)が間に入った形での回線のリセール事業(TTCが通信事業者から借り受けた通信回線を利用企業に対して有償で転貸すること)になっている。新たな仕組みでは、かかったコストのみ県の費用負担が出る仕組みである。もともと県は通信事業者になれないことから、TTCを介在させている。この補助金の大部分はTTCの事業担当者の人件費補助である。なお、TTCは県の外郭団体(第三セクター)である。

この事業により、個々の企業でどの程度メリットを受けているか、数値としては、把握はされていないが、この事業に参画しているのは、本土大手企業も含まれており、企業側に何らかのメリットがなければ、県内への進出はないものと思われる。

【意見】

事業効果については、県が作成しているデータがあり、雇用創出などの一定の効果はあるものと思われるが、これは、あくまでこの事業による直接の効果であって、県全体で見ると、まだまだ充分とは言えないであろう。なぜなら、失業率改善などの県経済に与えるインパクトは弱いと思われる。なお、県のデータでは、雇用者数は、実際に雇用した人数を示しているのみであり、現在、雇用された者が退職しないで、何名留まっているかのデータも示していただきたい。

また、事業効果に関連して、年1回、評価検討委員会による評価が行われているが、 議事内容は企業秘密があるということで非公開とされている(秘密漏洩保持契約を結ん でいる。)。しかし、個人情報などプライバシーにかかわるもの以外は公表して、この事 業にどのような問題点があり、メリットがあるのか明らかにすべきである。通信事業者 等だけ特別扱いするのは妥当ではないと考える。

H バイオベンチャー企業研究開発支援事業費補助金

(1) 補助金の効果について

【意見】

この事業についても、補助企業の中には数年先に株式公開が「期待される」企業があるとのことであったが、具体的な成果はない。事業の効果について県は厳しくチェックしていく必要がある。

I 地域結集型共同研究事業補助金

(1) 補助金の効果について

この事業のスキームは、非常に複雑なものとなっている。

【意見】

バイオ産業は国や県ともに今後の戦略産業と位置付けている関係上、様々な形で予算化されている。事業の内容は専門性が高く、監査人の能力を超えるが、要するに、補助金効果の視点で考えれば、最終的には、県経済の発展に結びつくものでなければ、費用の無駄となってしまう。この点についても、今後、県は、具体的に説明をする責任がある。また、この事業の中核機関として、TTCが位置付けられており、TTCに対する補助金執行体制の確認検査も県は厳格に実施していく必要がある。

J 沖縄県企業立地促進条例に基づく補助金

(1) 補助金の必要性について

【意見】

もちろん、特に製造業などの主だった産業のない県において、企業立地を促進し、自 立型経済の構築を進めていかなければならないことは当然である。

しかし、世界的に経済が悪化している中で、今後も工場誘致を進めていくような方法 が妥当なのかどうか、再検討する必要がある。

なお、特別自由貿易地域などの監査については、過去の包括外部監査においても実施されている。

K 沖縄観光コンベンションビューロー (運営費・事業) 補助金

(1) 補助金の必要性について

事業効果については、以下の資料を県から入手しており、一定の効果が認められる。 【意見】

ただし、過年度の包括外部監査報告書でも指摘しているように、県の外郭団体である、 公益法人たる OCVB が、民間が実施している事業(リゾートウエディング事業など) を積極的に推進していくことは妥当ではないと考える。県の支援を受けながら民間企業 類似の事業を行い、団体を維持していくことは、県外郭団体としての役割を超えている と考える。今後もこのような体制で事業を実施していくのであれば、県から自立し、県 としても、自立を促進する観点からも、運営費補助については、段階的に削減し、廃止 するべきである。また、現在進められている公益法人制度改革と合わせて検討すべきも のである。

L(財)雇用開発推進機構補助金

【意見】

この補助金は、(財)雇用開発推進機構に対する事業費補助である。同財団に対しては、昨年度、包括外部監査対象としているので、再度検討していないため、特に指摘事項はないが、事業の効果に関連して、財団のあり方は引き続き県として検討していく必要がある。なお、同機構は昨年度の包括外部監査対象となっている。

M 沖縄産業開発青年協会費補助金

(1) 補助金交付の必要性について

【意見】

平成13年において補助金廃止の方向性が打ち立てられていたことからすると、補助金廃止後、自助努力によって自立して運営していかなければならなくなることを予測できたのであり、自立のための準備がなしえたはずである。そうであるならば、この間の準備期間によって、補助金がなくとも運営しうる状態にすべきであって、最終年度である平成19年度において予定されていた以上の補助金額を交付する必要性は無かったものと言わざるを得ない。また、協会の収入は、平成19年度において約1億6千万円であったところ、1,500万円の補助金は10分の1にも満たない金額であり、補助金に依存しなくとも十分運営可能だったといえる。

(2) 補助金額について

【意見】

補助金の交付対象は、事業に要する経費であるところ、本来、交付要綱に記載されている補助対象経費(人件費、事業費、設備整備費及び維持管理費、その他知事が必要と認める経費)の額を正確に計算し、いくら補助金を交付する必要があるのかを判断すべきである。にもかかわらず、この補助金においては、合計でいくら補助金を交付すべきかという最終金額だけを検討して金額を算出しており、個別の経費の検討を一切行っておらず、補助金交付の必要性を判断して補助金額を算出しているとは言い難い。

(3) 報告について

【意見】

協会からの報告については、まず、県は、中間検査を行っているところ、検査項目をあげて協会の伝票を確認している。検査項目をあげていたことは評価しうるが、検査マニュアルなどなく、効率的かつ正確な検査が行われていたとは言い難い。また、県は、協会から実績報告を受け、中間検査のときに指摘したことが反映されているか、補助対象経費に対象外のものが入っていないか等について、伝票、領収証等証憑の確認を行っていたが、前述同様検査マニュアルなどなく、効率的かつ正確な検査が行われていたか疑わしい。また、この補助金は、技術訓練事業等に対して補助を行うものであるから、技術訓練事業等についての収支を確認すべきであるが、協会の収支計算書を見ても、収入は事業ごとに算出していない。補助金が適正に使われているのかを確認するためには、補助対象事業である技術訓練事業等における収支を明確化すべきであろう。

N 沖縄県国際交流推進費補助金

(1) 補助金支出の必要性について

【意見】

財団の活動成果が県民の利益になるのであれば、効果に見合った補助金を支給してしかるべきである。にもかかわらず、現在、補助金の事業費支出は、県の予算の都合で一定額減額されており、予算的な理由によって金額が決められてしまっている。限られている県予算をいかに配分するか、予算を考慮して補助金額を算出することは、やむを得ないともいえるが、費用対効果という補助金支出における根本的な視点をおろそかにしてはならない。効果が期待できる事業であれば、効果に見合った費用を支出するのは当然であり、本件補助金においても、財団の事業の経済的効果を客観的に算定し、それに見合った経費を支出するべきである。

【意見】

財団全体の収支は、平成19年度は約1,377万円の赤字であるも、平成18年度は約8,178万円の黒字である。このようなことからすると、財団全体としては、自助努力により、補助金がなくとも運営できないわけではないと思える。県民の税金を原資とする補助金支出を可及的に抑えるために、財団全体の収支を詳細に検討し、削れる支出を削減し、財団の収支を全体として考え、他の事業の余剰金によって本件事業を運営していくことを検討してもよいのではないかと思われる。

(2) 実績報告について

【意見】

補助金支出の必要性、補助金支出の適正性を判断するためも、財団の事業収支、事業

ごとの詳細な事業収支について、証憑類に照らした詳細な実績報告を受けるべきである。 また、補助金を交付する以上、費用対効果の検討は不可欠であり、財団の活動成果についても検討すべきである。財団の活動によってどのような成果があるのか、その成果に 見合う補助金額がいくらであるのか、ということを事業収支、活動報告から詳細に検討し、補助金額を定めるべきである。

O ハワイ沖縄プラザ建設補助事業

(1) 補助金交付の必要性について

沖縄とハワイの歴史的結びつき、センターにおける沖縄物産アピール効果などからして、県が補助金を交付することの必要性は否定しがたい。

(2) 交付要綱について

【意見】

本件補助金については、交付要綱が存在しない。期間限定の補助金交付であっても補助金交付の適正性を担保するため、交付要綱を定めるべきである。

(3) 収支予測について

【意見】

本件補助金の必要性は認められるものの、収支予測が甘いと言わざるを得ない。巨費を投じて建物を造ったものの、思うようなテナント収入が得られず、多大な損失を被る、というようなことがあってはならない。税金で建設する以上、慎重には慎重を期して収支予測した上で、県の負担額を決めるべきである。

(4) 実績報告について

県民の税金によって賄われる県からの補助金を支出する以上、補助金がいかに使われているのかのチェックは、一層厳格になされなければならず、連合会から詳細な実績報告を受け、審査を厳格に行わなければならない。この点、県は、連合会からの実績報告を受けているが、証憑等による経費等の確認を行っておらず、十分なものとは言い難い。

【意見】

連合会がどのような活動を行っているのか、その事業内容を詳細に書面で確認し、併せて本件補助事業の進捗状況などについても随時検証すべきである。

P 沖縄 GIX 構築事業

(1) 補助金交付の必要性について

本件事業は、沖縄県から直接海外へ向けた通信が可能となる国際インターネット・エクスチェンジ(以下、「GIX」という。)環境の構築を行う事業者に対し、構築・運用

に係る経費を補助することによって、情報通信関連企業の集積および活性化を図ることを目的とする(沖縄GIX構築補助金交付要綱第1条)。

本件事業を推進することは、県内のIT産業の発展、ひいては雇用創出、人材育成、地域活性化も期待できるため、大変有意義なことであり、そのための援助を行う必要性は理解できる。

(2) 事業主体について

【意見】

本件補助金は、民間の一般企業に支出されるものであるところ、県民の税金によって 賄われる補助金が、特定の企業の利益のみに充てられることのないよう、市町村や公益 団体に支給される他の補助金以上に特に注意しなければならない。この点、まず、補助 事業者にFRT社を選定するにあたっては、外部委員も入った提案コンペなどを行うな ど、一定の適正な手続を経たものであるが、公正な業者選定がなされるよう、選定基準 を明文化し、業者選定手続を一層透明性あるものにする必要がある。

(3) 実績報告について

【意見】

FRT社がどのような企業活動を行っているのか、その事業内容を詳細に書面で確認 し、併せて本件補助事業の進捗状況などについても随時検証する必要がある。

(4)費用対効果について

【意見】

県民の税金を使って補助金を支出する以上、支出した費用に相当する効果が得られなければならない。この点、本件事業は、IT産業の発展などが期待できるという意義があるが、かかる事業による経済的効果がどの程度のものか、客観的な数値としてあげる必要がある。そして、このような数値化された経済的効果を目標として事業予算を組むべきであろう。本件事業において経済的効果を数値化することは難しいとも思えるが、効果測定する上で有用な指標を策定し、補助金の費用対効果の判断基準を持つことが望まれる。また、事業開始後、事情変化によって想定している経済的効果が得られなくなる可能性も否定できないので、そのような場合であっても補助金を無駄に支出することのないよう、事業の進捗状況や社会情勢、経済情勢を絶えず調査し、期待していた効果が得られないことが途中で判明した場合には、速やかに事業内容の見直しを行えるよう、常に留意する必要があろう。

Q 沖縄産業振興基金事業補助金

【意見】

低金利時代の昨今、基金の運用が思うようにいかないのも原因としてはあるかと思うが、資金使途が限定された特別会計である以上、運用益の範囲内で事業を行う(独立採算を図る)ことを第一義的に考えるべきであろう。産業振興を図るのは沖縄県経済にとっても非常に重要なことだとは理解できるが、一般会計からの繰入れが恒常的に続いているのは好ましい状況ではない。

(1) 北部地域産業振興事業について

沖縄特別振興対策調整費(以下、「特別調整費」という。辺野古に新基地建設をする 見返りとして、毎年 100 億円を向こう 10 年間投入することとなった事業費。なお、 県はあくまで基地建設の見返りではないとの立場であることは付言しておく。)のうち、 平成11 年と平成13 年にそれぞれ5 億円を産業振興基金として基金化したことにより 創設された事業である。

【意見】

補助金交付は、真に必要な、そして産業振興に効果のある事業に対して行うべきであり、総事業費が先に決められているのは問題ではないか。しかも、運用益の範囲で事業を行っているならまだしも、財政の厳しい中、国との取り決めに従って一般会計からの補填(平成19年度における一般会計からの繰入は8,470千円)をしていることは妥当ではない。また、県担当者の説明によると、このような仕組みについて、要綱等の正式な文書はなく、当初、基金に繰り入れたときのメモが残っている程度ということであった。平成20年8月に公表されている「沖縄県産業振興基金特別会計運営状況及び財政の中期見通し」では、今後の方針として「補助事業の効率的な実施及び一般会計からの繰入金の削減」が打ち出されている。北部地域産業振興事業についても、要綱の整備を図るとともに、この方針に従って早急な改善が必要である。

R 沖縄県高年齢者就業機会確保事業費補助金

(1) 補助金の必要性について

【意見】

しかしこれでは県としても思い切った施策が立てにくいと思われ、国と県の補助金額 が連動しないような仕組みに変更することはできないか、検討が必要である。

S 国際的情報通信ハブ形成促進事業

(1)補助金の効果について

【意見】

この事業は、平成19年度のみの単年度事業である。しかし、単年度事業であっても

補助金の効果は厳格に検証すべきである。また、交付先は、民間事業者であるから、補助金の使途についても厳格なチェックが必要である。

T 沖縄県信用保証料補填補助金

(1) 補助金の成果等について

この事業は、保証協会の基本保証料が中小企業のリスクに応じて 1.9%~0.45%で設定されているので、県が当該基本保証料率と県制度融資保証料率との差額を信用保証協会へ補助することにより、実質的に制度利用者である中小企業者の保証料負担を軽減し、融資の円滑化を図るものである。

【意見】

中小企業金融については、昨今の経済状況を反映して、ますます円滑に進めていかなければならないことは言うまでもなく、県の制度融資が今後ますます効果的に活用されていくよう留意する必要がある。

U 沖縄県小規模事業経営支援事業費補助金

(1) 補助金交付に公益性があるか

事業の目的、趣旨などから、公益性は認められる。

また、商工会議所、商工会とも根拠法にもとづき設立された公共的な団体であり、公益性が認められる。なお、商工会議所、商工会が営利事業を行うことは禁止されている。

(2) 県の支援額の妥当性について

【意見】

すでに県単独事業になっているのであるから、国庫補助事業であった際の単価を基準とする必要はない。また、人件費単価についても、中小企業庁が総務省に提示する単価による必要性はなく、沖縄県の実情(県内の民間給与水準など)にあった単価とするべきである。

(3) 補助金の効果について

【意見】

この事業の最終の目的は、「県内の小規模事業者の経営基盤の強化、育成を図り、県内産業の振興に繋げることが目的」なのであるから、この事業がどのように経営基盤の強化につながり産業振興に役立っているのか、例えば、県全体の失業率改善にどう結びついて、県民所得の向上にどのような成果をもたらすのかなど、よりマクロ的な視点から、その効果を客観的に示す必要がある。

したがって、支出自体に公益性が認められるとは言え、その額は必要最小限でなければならないわけであるから、県は、事業効果を客観的に算定し、その結果を踏まえて、

補助金額の算定をすべきである。

(4) 今後の補助金のあり方について

県の見解をみると、商工会議所等の合理化や経営改善は行っていくとしているが、あくまで制度維持が大前提となっている。

【意見】

しかしながら、より根本的な課題として、この事業により商工会議所等が実施している業務の内容自体が、現在でも有効かという点にある。県はこの事業を今まで通りの方法で継続するのであれば、この事業を実施した結果どのように企業の経営基盤がより強固になり、開廃業が減っていくのか、より具体的かつ客観的に示す必要がある。

この制度発足後30年以上、商工会議所法が制定されて半世紀以上が経とうとしており、ある種の強固なシステムができあがっている。また、商工会議所等は社会的な影響も大きく、政治的発言力も強い。県内においても、商工会議所の会頭人事を巡り訴訟にまで持ち込まれ、決着するまで数か月間要したことは記憶に新しい。

しかし、このことと、県が実施する事業の有効性なり、効率性、経済性、適法性を評価する作業とはまったく別問題である。

V 沖縄県組織化指導事業費補助金

(1) 当該補助金についても見直しを進めるべきである。

【意見】

県は、従来からある事業だからと言って、そのまま継続するのでなく、すでに県単事業となっているのであるから、その必要性、有効性の観点から見直しを進めるべきである

<農林水産部の補助金>

A 土地改良調査計画費 (補助)·団体営調査設計事業

(1)補助事業の効果について

【意見】

事後評価を行うのであれば、その時点での費用便益分析結果を県のHP等で公表し、 今後の対応策を具体的に示すべきである。そうでないと事業採択時における費用便益分析結果が意味をなさないし、事後評価制度そのものが形骸化して意味をなさない。また、 そもそも、事業採択申請時点での費用便益分析を、事業実施主体である県の外郭団体で ある沖土連が実施している仕組みが妥当であるとは思われない。費用便益分析そのもの は事業実施主体とは異なる第3者が実施すべきであろう。

(2) 赤土加算、離島加算について

【意見】

赤土加算、離島加算はともにいったん廃止し、なおかつ、ガイドラインに基づかない部分については、「負担の公平」や県と市町村との役割分担明確化の観点から、ガイドライン通り県と市町村が1:1で負担することを基本とするのが最も適切であると考える。

(3) 沖縄県土地改良事業団体連合会(沖土連)について

収入のほとんどが国、県、市町村からの委託金など自主財源が乏しいことから財政は極めて硬直化している。かねてより、このような財務構造になっているにも関わらず、 抜本的な対策を先延ばしにしてきたため、大幅な退職金の引当不足が生じている。沖土 連の試算では、平成20年3月末現在で約9億円もの引当不足が生じている。

【意見】

沖土連としては、このような危機的な財務状況にあるため、組織の見直し、財源の確保などの対策を議論している。なかでも退職金の財源不足の問題は極めて深刻で、団塊の世代の大量退職を迎え、過年度に計画的な引当をしてこなかったつけが今に及んでいる。そのため基本給、賞与等も大幅にカットせざるを得ない状況である。また、所管している県も、今までの職員派遣や財政支援といった関係のなかで、このような状況にいたるまで有効な対策は取られてきておらず、指導監督する立場としての責任は重いと言わざるを得ない。過去何代も専務理事、事務局長を派遣しておきながら、このような状況に至っているということは、何のための専務理事、事務局長かと言いたくなる。県と沖土連は事業関連で密接な関連があり、県として団体の運営にも関わる以上、責任ある指導なり監督が必要である。このような無責任なやり方では、専務理事、事務局長を派遣する意味がなく、それこそ団体の自主性に委ねる方がましである。今後は、ローテーションで実質上のトップが交代する今のやり方は、根本的に改める必要がある。

また、退職金の財源不足に直接関連しているかどうか分からないが、沖土連の土地建物はかなり立派な建物であり、自らの所有物件である。ちなみに平成 20 年 3 月末の簿価は、土地が 264 百万円、建物が 464 百万円(取得価額は 564 百万円)であり、土地建物の取得額合計は 828 百万円に上る。現在の財務状況を見ると、過去にこのような不動産を取得する必要性があったとは到底思えない。不動産の取得と退職金の財源不足にどの程度の関連があるかどうか分からなかったが、これらの事項も含めて、県の経営に対する責任は重いものがあると考えるので、指導監督する立場として、抜本的な対策を講じるべきである。そのためには、まず、沖土連の財務状況の実態や、財源不足に陥った原因と責任の所在を明らかにし、なおかつ徹底した財務改善を行った上で、県は一定の支援をすることもやむを得ないであろう。

B 県営畑地帯総合整備事業費

【意見】

この事業の事業費についても、赤土加算(赤土防止条例施行後)、離島加算(加算率に根拠なし、昭和47年から)がある。また、最終的な市町村と農家(土地改良区)の負担率は目安として定められているが、市町村によっては農家負担が無い場合もある。また、事業評価の仕組みが国で定められているが、その結果が県において今後の事業にどのようにフィードバックされているか明確でない。事業評価は事業採択の前提になっており、費用便益分析(B/C 算出など)については、既述したように、土地改良法に基づいている。また、採択に先立ち、営農会議にて事前に作付けなど決定している。事業完了後5年後に事後評価する仕組みあるが、当初実績との比較を行っているかどうか明確でない。実績を下回っている場合は、当初の採択そのものが無駄であったことにならないか。この点に関しては、土木も同様なので、全庁的な仕組みづくりが必要である。また、県としては受益者(農家)への公報はパンフレット等で行っている。

C 県営かんがい排水事業費

【意見】

農業用水源の開発・畑かん施設の整備及び排水不良地域における排水路の新設・改修等を行い、農業生産性の向上と農業経営の安定を図る必要がある。特に、農業用水源の開発・確保が急務である。

D 基幹水利施設管理事業費

【意見】

この事業は、要するに、大規模国営水利施設のメンテナンス費用である。メンテナンス事業なので、基本的には、未来永劫続く(事業完了日がない)ものであることから、できるだけ効率的に実施することが求められる。この点、管理計画書を一部閲覧したところ、5 年毎にポンプ類を交換すると記載されているが、財政がひっ迫する中、経済的、効率的管理を達成するため、できだけ機器を長く使用するように管理方法を改める必要がある。また、管理委託先を検討したところ、土地改良区へ随意契約によって継続して業務委託しており、効率性確保の観点からは随意契約によらず入札するなど、委託先の再検討が必要である。この点は、土地改良法との関係や、指定管理者制度適用の適否なども検討する必要がある。また、検査調書のあり方について、市からあがってきた書類(検査調書)を書類審査のみで審査しているが、一定金額以上のものは、県でも現地調査(未竣工がないかどうか)をすべきではないか。この点は、過去に、宮古島のほ場の補助金不正受給問題などもあり検討を要する。

E 農業経営構造対策事業費

(1)補助事業の効果について

【意見】

本件補助事業により、認定農業者の育成及び担い手への農地の利用集積等の成果目標を設定し、土地基盤整備や生産、流通施設等の整備を推進する計画が進められているところ、事業実施にあたっては、地区内関係者の合意形成、事業実施計画書の作成(成果目標及び達成プログラム、成果目標の設定根拠及び事後評価の検証方法、施設等の整備計画など)、事業申請、成果目標の妥当性に関する協議、第三者機関による意見聴取などが行われている。このような厳格な手続によって事業実施していることは評価できるので、今後も、事業を実施するにあたっては、十分な費用対効果が期待できるかについて、より一層慎重に検討していくことが望まれる。

F 畜産担い手育成総合整備事業費

【意見】

この点、総便益で総事業費を除した値が1以上なければならないというのは、補助金を支出する以上当然必要な最低ラインであり、かかる値だけで費用対効果を判断していることは疑問である。

G 含みつ糖振興対策事業費

特に、指摘すべき事項はない。なお、過年度の包括外部監査で指摘されている事項については、改善されているものと認められる。

H 県営農地保全整備事業

特に指摘する事項はない。

I 水産業構造改善特別対策事業

特に指摘する事項はない。

J 漁村再生交付金事業費

特に指摘すべき事項はない。

<教育庁の補助金>

A 人材育成推進事業費補助金

(1) 国外留学生派遣事業(県費) について 【意見】 この事業の効果をどのようにとらえるかであるが、留学派遣終了後は、県内で経験等生かして活躍してもらうべきであると考えるが、事実上、県内では活躍する場がかなり限られている現状では、海外等に流出してもやむを得ない面があることは否めない。ここのところは、長い目で見て、本人の能力向上につながれば良しとせざるをえないかもしれない。やはり、人材育成と県内経済発展(雇用の場の拡大)は、どちらが先という関係ではなく、両方一体となって、強力に進めて行かざるをえないであろう。

(2) 専門高校生国外研修事業について

【意見】

予算も限られているわけであるから、事業を継続していく場合であっても、引率等の 事務局体制も再検討し、できるだけ簡素な構成とすべきである。また、近年は、渡航先 がほとんど台湾に限定されており、諸外国との国際交流拠点の形成を図るという目的か らは不十分である。渡航先も含め事業のあり方については再検討する必要がある。

(3) 学生寮管理運営事業について

【意見】

今までの学生寮の果たした役割は大きいが、寮の収支は赤字であり、時代も昔と今では大きく変わっているのであるから、寮費に相当する費用を補助する制度に切り替えても良いのではないかと考える。

(4) 語学センターにおける語学教育事業について

【意見】

同時通訳、翻訳などの特別な設備や技術を要する講座はまだしも、通常の英語講座を 財団で実施する意義は乏しく、民間に委ねるべきである。このことに関連して、財団は 現在入居している東町会館が施設老朽化のため取り壊すことになり、新設ビルに移転す ることに伴い、新規移転先で教室等のスペースが確保できないことから、語学教育は縮 小する予定である。

B 高等学校奨学事業費補助金

(1) 奨学金の状況について

当該補助金については、補助交付先外郭団体である、(財)沖縄県国際交流・人材育成財団(以下、財団という。)に対する監査において検討している。

C 高等学校等育英奨学事業費補助金

(1) 奨学金の状況について

独立行政法人日本学生支援機構(旧育英会)を通して交付金として県へ交付している。

三位一体の改革で、文科省は補助金として交付できなかったので、交付金として支出しているが、なぜ日本学生支援機構を通して交付しているのかわからないとのことであった。なお、当該補助金についても、補助交付先外郭団体である、(財)沖縄県国際交流・人材育成財団(以下、財団という。)に対する監査において検討しているので、そちらを参照していただきたい。

D 沖縄県社会体育活動費補助金

【意見】

参加者を増やし、補助目的を達成するために、スポレク終了後に参加者に感想を述べてもらい、県民に公表するなどして広くPRするべきである。

E 沖縄県社会教育活動費補助金

(1)補助金のあり方について

【意見】

あくまで事業補助であるが、各事業費に対する割合が交付団体によってまちまちであり、団体間の公平性が欠ける。何らかの基準を設けるべきではないか。なお、団体にいかなる圧力もかけてはいけない旨の社会教育法の規定(同法 12 条)があり、県はこの点も考慮に入れている。

このような事業は、本来は官が主導するのではなくて、民間が自主的に行うものであり、事業の立ち上げ段階では、官がサポートする必要性は認めるが、一定年数たてば自主的な運営に委ね、県は補助金を廃止するべきである。

F 沖縄県中学校文化連盟補助金

(1) 補助金のあり方について

【意見】

事務局 2 名の教諭が現場を離れて専任となっている (休職派遣)。事務局 2 名はそれぞれ理事長、副理事長職である。実績報告について、収支内訳と証拠書類との照合は行っていない。数年に 1 回でも実施すべきである。また、事業効果算定指標も特にないが、当該補助金の必要性があるなら、なんらかの効果指標を設定し、実績との比較を行っていくべきである。

< (財)沖縄県産業振興公社>

(1) 県からの財政援助額について

【意見】

財団の設立経緯や沖縄振興計画での位置づけなどから、県の産業振興を中心とする

様々な事業を実施しており、平成19年度では20近い事業を実施している。県産業振興における公社の役割は大きいと思われるが、県と公社の置かれた厳しい財政状況のもとで、いかに効率的、効果的に事業を実施していくかが最大の課題である。

(2) 公社の事業実施状況について

①貸与事業等

【意見】

設備貸与事業については、予算に対しての執行率が2%にも満たない状況である。制度的な面も含め、利用を促進する方策を検討する必要がある。

②中小企業新事業総合支援事業

【意見】

この事業のメニューもたくさんあるが、ほとんど実績のない事業がある。また、事業が有機的に連携しておらず、事業の効果も明確とは言えない。さらに、同様の事業が、県観光商工部の補助事業(小規模事業経営支援事業費補助金)として実施されており、それとの関連性も明確ではない。県内中小企業者等の育成、発展という目的は理解できるが、限られた予算の中で実施していくわけであるから、事業内容が重複している部分がないかどうか点検し、できるだけ効果的な実施方法を検討することが必要である。

③バイオベンチャー企業研究開発支援事業

【意見】

この事業についても、初期の目的どおりの成果が上がっているとは言い難い。また、 事業成果についてのフォローも必要である。補助交付先企業の選定委員会の構成を見る と、財務関係に精通しているものが少ない状況であった。企業化ベンチャーなので仕方 がない面もあるが、選定委員の構成も検討する必要がある。

④OKINAWA 型産業応援ファンド事業(新規)

【意見】

この事業は、中小企業基盤整備機構から県が無利子で 40 億円借入、県の貸付金 4 億円と合わせ 44 億円を公社に無利子で貸付、民間からの貸付 6 億円と合わせ、公社は、総額 50 億円の基金を造成し、基金の運用果実で助成をしていく仕組みである。

今は、助成先を公募により選定している段階であり、事業の成果は今後の状況に委ねられている。なお、総額50億円を預け入れしている金融機関は1社のみであったが、ペイオフ等もあり、保全面で検討を要する。

(3) 創造的中小企業創出支援事業 について

[債務保証事業における会計処理について]

【意見】

「創造的中小企業創出支援事業」に関して様々な指摘を行ったが、会計処理の誤り、有価証券の評価減の未検討、簿外債務の存在、引当金の取崩し未検討等々、実体に即した財務諸表になっていないと思われる点が多々あった。特に求償権に関しての誤りが目立ち、残高の誤りに今まで誰も気づかず数年にわたり放置されていた点を考えると、内部チェック体制に問題があったのではないかと言わざるを得ない。今後は、適正な財務書類が作成できる体制を早急に整備する必要がある。

(4) 海外事務所活動支援事業について

【意見】

本件事業は、当初は補助事業だったものを、管理運営事業については補助事業として 残し、活動支援について委託事業としたものである。そもそも管理運営事業と支援事業 を分ける意味が不明である。また、受託金によって事業運営しているところ、県の産業 政策課と調整して予算を決めており、前年度の金額を基準におおよそ10%カットされ た金額を基準に受託金額を算定しており、予算の都合により事業縮小している。このよ うに予算の都合で事業活動が左右されているところ、本来、事業活動によって得られる 効果から必要な受託金額を算定すべきであり、本件事業において実際に必要な受託金な のかの吟味が不十分である。

(5) 事業効果について

【意見】

公社は今まで、産業振興に係るさまざまな事業を展開してきているが、どれだけの効果があったのか十分に検証しているとは言い難い。県の外郭団体の多くは、事業実績というと、今までの貸付件数は何件で総額いくらだとか、専門家を何回派遣したか、あるいは、何件相談件数があったかなど、およそ事業効果(政策評価)というものには程遠い指標で事業実績があったという説明をしている。

しかし、事業にはその目的があるわけであるから、事業実施の効果はその目的に沿って設定し、実績との比較を行っていくべきである。当公社の場合は、「本県産業の健全な発展に寄与することを目的」とした団体であることから、どのように健全な発展に寄与しているのか、具体的な成果指標を定め、事業成果を厳しくチェックする必要がある。最終的には、事業実施により、県内中小企業の業績拡大額がどれだけあったか、県内の失業率改善にどれだけ貢献しているのか、県民所得の増大にどれだけ貢献しているのか、そういう観点で、事業の効果はみるべきものである。

現状をみていると、厳しい言い方かもしれないが、とりあえずやらないよりやったほ

うがましであろう、産業振興は自立型経済を志向する県政にとっての最大の目標であるから、事務事業には事欠かないし、県の支援も受けられるという甘えの構造が見える。 国と地方の財政がますます厳しさを増していく中、税金の1円たりとも無駄な支出はあってはならない。そういう意味からも明確な事業効果目標の設定と実績値との照合を行い、一定期間経過後の事業効果がない場合は、事業廃止するなどの措置が必要である。

(6) 過去における県の指導監督状況はどうであったか。

【意見】

①県の指導監督実態はどうであったか。

この点に関して所管課は、平成 15 年度の県監査委員監査(財政的援助団体等監査) による指摘事項を踏まえて、財政再建 5 カ年計画を策定し、公社とともに財政再建計画 に取り組んできたところであるとしている。

しかし、本来であれば、県監査委員監査の指摘を待たず、所管課として公社の実態把握を随時行い、このような状況に至る前に改善措置を講ずるべきであった。さらに、この間の経緯が理事会で議論されていたかどうか過去の議事録を閲覧したが、まったく検討されておらず(議事録に記載がないということは、議論されていないと判断せざるを得ない)、当然、当時も県から派遣された役員がいたわけであるから、公社の財務状況等の実態把握に努めるべきであるが、それがなされていなかった。

県が理事として公社の運営にかかわるのは、あくまで公社が県の産業振興施策の補完 的役割を担うなど重要な位置づけにあることにとどまらず、公社自身の適正管理を求め る趣旨もあろう。

しかし、過去においては、そのような役割を担っていたとは到底考えられず、指導監督する立場として極めて不十分であった。結局、抜本的な経営改善策の策定が遅れたため、県は人件費等の財政的支援を行わざるを得ない状況となっている。一方、公社自身も自らの経営合理化を先延ばししてきた責任も大きいと言わざるを得ない。

②県と外郭団体との関係について

監査人は今までの監査の中で、県と県外郭団体とのあまりの緊張感のなさを実感してきた。その最大の原因は、県が公社等外郭団体をどのように位置付けているか明確でないことに起因していると考えている。すなわち、あくまで県行政の補完的位置づけなのか、県の出資等はあるが、あくまで自律的な団体として位置付けていくのか、そこが極めてあいまいなままである。

県の指導監督要領等においては、公社等外郭団体は本来独立した事業主体であり、あくまで自ら主体的に運営していくことが原則であるという当然のことが定められている。

しかし、多くの外郭団体をみると、県は財政支援もするが、人も派遣し、口も出す、

という状況になっており、団体が主体的に運営できる体制ではない。その結果、団体側では、困ったときにはいつでも県が助けてくれるという甘えの構造が出来上がり、県は、都合のいい場合だけ仕事とともに人も派遣していくという、言い方は悪いが、ある種の下請け子会社的な域を出ない構造になっている。このような状況では、外郭団体も県も経営責任が極めてあいまいになり、今回のケースのように、損失の先送りが何年も継続し、抜本的な改善がおくれるという事態に陥ることになる。

したがって、今後は、公社等外郭団体の運営は県の基本方針にしたがい、自主的な運営を基本とし、財政支援にあたっては真に必要な場合に限るとともに、団体側もできるだけ効率的で効果的な事業実施に努める必要がある。そのためには、現在、事業効果等の実績について積極的に情報公開し、団体がなぜ事業を実施していく必要性があるのか十分に説明する必要がある。

(7)沖縄県産業振興公社運営基盤強化貸付金について

当該借入金は、当初は平成 6 年度に 3 億円借入されたものであり、以後は同じように年度初めの借入 3 億円と年度末返済 3 億円を繰り返し、過去 5 年間は上表のように推移している。つまり、平成 6 年度から平成 15 年度にいたる 9 年間は 3 億円の借入と返済を毎年繰り返していたことになる。なお、この借入は無利息である。

この借入金の使途等について公社に質問したところ、以下のような回答を得た。

「当該借入金(運営基盤強化資金)は、運転資金と運用資金の目的で借入しています。 (運転資金の役割)

弊社のほとんどの事業が補助事業、受託事業であり、各四半期毎の概算要求受領及び決算時の精算請求受領時までの義務的経費や企業等への支払いに充てており、事業の円滑な執行のための資金繰りの必要性があります。

(運用資金の役割)

弊社は、理事会や総務運営のための間接経費について、各事業で共通経費を按分して運営していますが、国庫事業等充分な諸経費が予算化されないケースがあり、当該資金の運用益で間接経費の不足分を補っています。

歳計現金で借入し、期間内は、補助事業等の立替、1年弱の定期預金等で運用し、返済 財源は、補助事業等の立替分の返済金と定期預金満期到来資金です。」

上記の回答によれば、一部は諸経費支払いのための運転資金として使用し、残りは運 営資金確保のために定期預金で運用し利息等を充てていたというような説明である。

【意見】

しかし、これらの借入の実態は、公社にとり長期資金の借入に他ならない。なぜなら、 3億円もの借入と返済を年度内に繰り返すのは、結局のところその部分の資金が不足し ているからに他ならないからである。

平成 15 年度は設備貸与・機械類貸与事業部門には、3 億円を超える累積赤字があったことが明らかにされており、同事業部門の赤字は公社全体の赤字にほぼ等しいので、この金額が資金ショートしていたことは明らかである。公社によると、この時点で実態に即して過去の不良債権処理を行ったとしているので、平成 15 年以前よりかなりの期間、同様の状況にあったと考えられる。このように、累積赤字の推移と、借入金の状況がほぼ一致しており、県からの借り入れが実質的に公社の損失の穴埋めに充てられていたのは疑いの余地がない。にもかかわらず、公社からの回答は、いかにもまったく問題がないような回答であり、極めて不誠実で不適切である。

監査人は、既述したように、貸与部門に多額の不良資産があるにもかかわらず、処理を先延ばしし、県との協議の結果、県から多額の財政支援がなされているが、その間の経緯が極めて不透明で問題があると考えている。当時の理事や県の担当者がどのように関わってきたのか今となっては明らかではないが、公社の実態や責任の所在が曖昧のまま処理がなされていると言わざるを得ず、極めて問題である。改めて言うが、なぜ過去のことにこれだけこだわるのかというと、このように、県と公社の責任の所在を明確にしないままで、多額の税金を使って損失処理することに問題があるからである。このような状況では、他の団体でも同様に処理されているケースがあるのではないかと疑わざるを得ず、極めて不透明で不適切である。また、県では、歳出は年度内の歳入をもって充てなければならないとする財政上の原則があるからこのような貸付方法を採っているものと思われるが、このようないわゆる「ころがし貸付」は、不適切な処理であり改めるべきである。公社としても長期借入金として処理すると実質債務超過状態になることから、このような処理を繰り返していたのであろう。形式的には短期借入であるが、実態を踏まえ、長期借入金として処理すべきである。

また、県は、このように長期間にわたり財政支援を続けるのは妥当ではなく、財政状況が改善すれば、原則通り民間金融機関からの借入に切り替えさせるべきである。

(8) 公社の組織体制について

【意見】

この規定においては、「公社等の自立化及び経営責任の所在等の明確化」のため、「経営ノウハウ等を有する人材の民間からの登用を推進すること。」や、「公社等に対し経営環境の変化に柔軟に対応する組織体制の確立及び職員数の適正管理等を図る」ため、「管理職層を肥大化することなく、簡素で効率的な組織の構築に努めること。」や、「職員の新規採用を極力抑制する」が、「これにより難い場合は、中長期的な事業計画に基づく職員数の適正化計画を策定し、将来の必要人員数を明らかにしたうえで必要最低限の採用とすること。」ができるとされており、要綱どおりの取扱を進めるべきであろう。

また、公社の理事長は、県経営者協会の会長であり、もともとは県内民間企業の経営

者であったことなどから、その民間人として経営手腕を期待されて就任しているものと思われる。しかしながら、理事長は以下に示すとおり、県外郭団体をはじめとする多数の団体の役員を兼ねている。このうち、2団体については、経営のトップの職に就いているので、公社も含めると3つの県外郭団体のトップを兼ねていることになる。

【意見】

このように、いくら経営ノウハウがあり、非常勤とはいえ、経営者協会の会長職に加え、これだけの数の団体役員を兼務することは、その手腕が十分に発揮できるかどうか疑問である。また、ご本人から直接話を聞いたわけではないが、ほとんど無報酬に近いかたちで、同氏に経営者としての役割を委ねるのは余りに酷である。

ますます社会経済状況が混迷を深める中、公社をはじめ多くの県外郭団体が、将来に向けて重要なかじ取りをもとめられる状況にあり、このような状況は見直すべきである。したがって、今後は、単なる充て職と思われるような方法ではなく、実質的な経営トップとして機能する体制を構築する必要がある。また、県は、役員の兼務のあり方についても取扱いを定める必要があろう。

< (財) 沖縄県国際交流・人材育成財団>

(1) 高校奨学金辞退者について

奨学生の応募状況について検討したところ、高校育英奨学金などで採用枠に対して応募者が満たない状況が見られた。財団からの資料による、辞退者の状況及び、辞退理由は、次のとおりである。

【意見】

なかでも、高校育英奨学金の辞退者の理由で最も多いのは、保証人が見つからないことによるものである。昨今の経済状況下にあって、保証人になる側もどうしても慎重にならざるを得ない面もあると思われる。また、貸与する側も奨学資金の財源確保という観点から保証人要件を緩和することもできないと考えられる。しかし、勉学に励もうとする生徒の教育の機会は当然確保されるべきであるから、なんらかの対策が必要である。例えば、機関保証を利用するなどの方法は可能なのかどうかも含めて検討することも必要ではないかと考える。

また、奨学金辞退者の中には、生活保護受給者の子弟であることから、市町村の窓口で生活保護受給者は高校授業料補助(高等学校等就学費、すなわち生活保護費のうち授業料相当分)と奨学金は2 重に受け取れないから辞退するように言われて辞退しているケースがある。これに関しては、平成17 年度から、高校生のいる生活保護世帯については、生活保護において、高校就学に伴い必要となる学用品費、交通費、授業料等を給付することとされたため、生活保護の給付事務を行う市町村の窓口での対応に一部混乱が生じているようである。

生活保護による高等学校等就学費と奨学金は、現行では別々の制度であり、高等学校等就学費で賄い切れない部分については、奨学金が受けられるものと考えられるが、一部の市町村では、二者択一的に生活保護を受けるのなら、奨学金は受けることができない、というような取扱いがなされているところがある。これも、奨学金を所管する文科省と、生活保護行政を担う厚労省という縦割り行政の弊害であろうが、県としても市町村に適切な指導をする必要がある。

(2) 奨学金の状況について

【意見】

財団が実施する奨学金事業の中には、ほとんど応募実績のないものや貸与人員が少ない事業がある。例えば、海外移住者子弟奨学金は、平成 17 年以降実績がない。また、在沖縄米軍施設・区域内大学奨学金も平成 19 年度で貸与人員が 2 名であるなどほとんど実績がない。その他の奨学金においても貸与実績がほとんどないものがある。財源的にも限られているわけであるから、財団が実施していくべき事業を見直し、選択と集中を図っていくべきである。

(3) 奨学金の滞納状況について

奨学金の滞納問題については、奨学金制度の根幹に関わる問題であり、かねてより財団としてもさまざまな対策を講じてきている。また、全国的にも問題となっているところである。財団は、貸付金回収規程に沿って回収業務を実施しているが、滞納額の大幅な減少は見込めない状況が続いている。

【意見】

明らかに返還能力がありながら、返還しないなどの悪質な滞納者に対しては、支払命令の申し立てなどの法的措置も講じている。また、今までは保証人へのアプローチが不十分であったことから今後は、保証人に対する督促等を強化していくことにしている。最終的には奨学生本人の自覚によらざるを得ないであろうが、返還することができるにも関わらず、返還しないなどの悪質な者へは、ペナルティーを科すこともやむを得ないであろう。奨学金の事務手続きの中では、貸付業務と同程度かそれ以上、回収業務に労力を要している面は否定できない。今後ますます滞納者が増えると予想される状況下にあって、奨学金事業に要するコスト面も当然考慮すべき問題である。この点に関しては、文科省が検討しているように、回収業務をサービサーに委ねることも検討しても良いと思われる。

(4) 国外留学生派遣事業について

国外留学生派遣事業について検討したところ、助成を受けている者の中には県立病院 医師や県庁職員も含まれている。この点については、一般的に財政的余裕があると考え られている者に対して助成する必要性があるのかどうか質問したところ、この制度は人材育成が目的なので、もともと奨学金は教育の機会均等を図るものであって、制度の性格が異なるということであった。

【意見】

しかしながら、限られた予算のなかで公的な助成をするわけであるから、財政的な余裕があると思われる者に対してまで助成する必要はなく、やはり何らかの基準を設けて、意欲と能力がありながら資金的に余裕のない者ができるかぎり大勢、助成を受けられることを基本とすべきではないかと考える。なお、県庁職員については、以前は分限休職扱い(給与がでていた)でこの制度を実施していたが、平成21年度から無給になっている。また、留学生派遣事業の効果については、帰国後、目的どおりの成果が出ているかなどのフォローアップが不十分である。これに関しては、財団は今後、人材データベースの作成を行い、活用していく予定である。

(5) 高校留学生派遣事業について

【意見】

平成 19 年度分の事業費の内容を検討したところ、財団法人ワイ・エフ・ユー日本国際交流財団 (以下、YFU という。) に対する委託料 12,160,000 円が含まれていた。しかし、同事業の業務委託先が必ず YFU でなければならないということにはならない。しかも、毎年随意契約で、契約金額の中味も検討しないで支出することは極めて問題である。この事業は国の補助も受けている関係上、国所管公益法人に対して便宜を図っていると疑われても仕方がないと言える。言うまでもなく、財団は、極めて厳しい財政状況にあり、効率的運営を図っていくことは当然であって、このような形で委託契約を締結することは不適切である。したがって、今後も YFU に委託する場合は、なぜ YFU が適切であるのか、また他に適当な団体がないのかどうかも含め、理由を明確にした上で委託すべきである。また、YFU に限らず委託先から実績報告書等を入手し、資金の使途なり効果を把握することは委託者として当然実施しなければならないと言える。

(6) 県退職者の理事長就任について

財団の理事長は、従来から、県教育庁出身者が充てられており、多くは、教育長の職にあった者が県を退職後、同財団へ再就職している。

【意見】

これは、長年、教育行政に携わってきた知識や経験を考慮してのことだと考えられるが、このように半ば当然のこととして、教育委員会出身者が一律にトップに就くことは、適切であると思われない。なぜなら、財団経営を担うトップには、教育行政のみならず経営者としての手腕も期待されているのであり、今までのような選任方法では、多様な人材を充てることが困難だからである。

現在の財団経営を見ると、内部管理上、事業執行上、財務管理上の多くの問題を抱えており、このような状況を改善していくためには、 $1\sim2$ 年でトップが交代していくような今のやり方では問題がある。さらに、いくら県の外郭団体であるとはいえ、当然のごとく県退職者を就任させることは、一般県民にとっても公平性を欠くと言わざるを得ない。

ますます社会経済状況の厳しさが増す中、たとえ県外郭団体であっても聖域を設けず、 幅広い人材の中から登用すべきである。

(7) 財務会計及び消費税等の諸問題について

① 奨学金システムと貸付金(奨学金貸与額)との関連について

財団では、過去何十年も貸借対照表の貸付金残高の実在性の確認を怠っていたようであり、この点についてはかなり問題が大きいと言わざるを得ない。

また、奨学金システムも今のシステムでは、ある一定時点での貸付金残高合計の把握ができないシステムであることも、システム上の合計額と貸借対照表上の貸付金の額との照合ができない理由である。

したがって、もし仮に、実際の貸付債権額と貸借対照表上の貸付金残高とに大きな誤差があった場合などは、団体の財務状況に多大な影響を与えることは必至であり、早急にシステムを改善するなどして、貸借対照表上の貸付金残高の実在性を確認する必要がある。

② 貸付金(奨学金貸与額)に対する貸倒引当金の設定について

財団の貸借対照表では、貸付金に対する貸倒引当金の計上がなされていない。担当者によれば、不納欠損処理をするケースも極めて限られており、貸倒れの実績もほとんどないことから貸倒引当金の計上を見送ってきたとのことである。しかし、実際に貸倒れに至らなくても、回収見込みが極めて乏しいと思われるケース(例えば、保証人からも回収不能で、減免手続きもできないようなケース)などについては、その実態を把握し、予想される貸倒れ見込額を予め会計上引当するのが、健全な会計処理と言える。そのためには、奨学生ごとの回収見込み状況をランク分け(破たん先、破たん懸念先、正常先など)するなどして、引当する手法なども検討する必要がある。また、他の自治体の状況なども参考にして計上する必要がある。

③ 賃借料、光熱水費及び人件費の計上について

現在、語学センター事業では 9 教室(他事業との共有部分、講師室等除く)を利用 しているが、賃借料は全額総務(人材育成事業)で計上されており、語学センター事業 では一切計上されていない。その代わりに、光熱水費は全額語学センター事業において 計上されており、また、賃借料と光熱水費では差額が生じる(賃借料が多い)ため、差 額調整として、総務課 2 名と留学課 1 名 (いずれも人材育成事業) 計 3 名の人件費を 語学センター事業で計上している。賃借料は財団として一括支払いのため、事務的簡便 性から支出の割振りを行っておらずこのような調整を行っているとの説明であったが、 事業実体を適切に反映しておらず、あるべき決算書になっていない。

④ 受託事業における消費税の処理について

沖縄県は、沖縄県国際交流・人材育成財団へ海外留学生受入事業を委託している。委託料は20,063,935 円(税込)であり、残額が生じたときは沖縄県へ返還する契約となっている。実際には、事業費は19,547,815 円(税込)であり、委託料でまかなうことができている。

しかし、経費の中には消費税の課税対象とならないもの(海外旅費、学費、厚生費、嘱託員賃金、社会保険料)も含まれており、課税対象とならないものに5%を乗じて合計額を算出するのは誤りである。消費税の課税対象とならないものに5%を乗じた分だけ、沖縄県から受託料を過大に受領する結果となっており不当である。

⑤ 退職給付引当金の計上不足について

財団は、貸借対照表において退職給付引当資産に対応する金額のみを退職給付引当金として計上(35,952 千円)している。しかし、会計上、退職給付引当金は退職給付引当 資産の額に関係なく、その算定時点までに発生した退職給付債務を認識して、退職給付引当金として計上する必要があるが、平成 19 年度末までに発生している退職給付債務 について引当が不十分である。簡便法(期末自己都合要支給額に基づいて退職給付債務を算定する方法)によって、平成 19 年度末の退職給付引当金を算定すると 127,341 千円となり、平成 19 年度末時において 91,389 千円の引当不足となっている。現時点で約1億円近い不足があり、この点について財源の確保をどうするか確認したところ、県から財源が補てんされる見込みであるとの回答であった。しかし、現在の逼迫した県財政のもとで、簡単に団体の財源不足が補てんされるというような措置は認められず、まずは、財団の自助努力が必要であると考えられる。その上で、県が支援することも考えられるが、その前に、財団としての経営改善が強く求められる。

⑥ 満期保有目的の債券について

満期保有目的の債券は、取得価額と債券金額との差額ついて、償却原価法に基づいて 算定された価額をもって貸借対照表価額としなければならない(公益法人会計基準(注 7))。しかし、現状は取得価額と債券金額との差額について何ら処理がなされていない。なお、償却原価法(定額法)によって平成19年度末の要調整額を試算すると588千円となり、投資有価証券及び受取利息が同額計上不足である。また、保有債券の中に、パワー・デュアル債と呼ばれる外貨建の仕組み債(取得価額3億円)があったが、期 末日では含み損が 16,230 千円ある。またこの債券の満期日は平成 46 年 2 月となって おり、いくら満期保有目的とはいえ、これほど長期に保有することが財団の財政運営上 適切であるかどうかも検討が必要である。また、満期保有であっても、必ず全額償還されるという保証はどこにもないのであるから、このような超長期の仕組み債はいくら当 初の利回りが良いとは言え、保有することは好ましくいないと考える。

⑦ 定期預金及び国債について

定期預金及び国債は、金額的にも多額であるため、未収利息処理(年間利息のうち前回の利払日の翌日から当年度末日までの期間に対応する利息については、本来当年度中に得られるべき収益なので、経理上この未収利息も当年度の未収利息として計上する)する必要があるが、現状は未収利息について何ら処理がなされていない。

なお、平成 19 年度末の未収利息を試算すると 5,767 千円となり、未収利息及び受取利息が同額計上不足となっております。

⑧ 内部統制上の問題点について

ア 定期預金証書及び出資証券の適切な実査(実際に現物の確認をする手続き)がなされていない。定期預金証書及び出資証券は、担当者だけでなく上長の立会いの下、少なくとも決算日においては実査を行う必要がある。現状では、担当者のみで実査を行っており、適切な実査とはいえない。

イ 公益法人会計基準等で求められている決算処理方法及び要開示項目についての記載が十分になされていない。これらに関する必要な知識を身につけることができるよう、研修等の検討を行うとともに、そこでの習得知識が、関連する担当者及び部署に適時に伝達されるような仕組みを構築する必要がある。

以上